

**事後の事業評価一覧**  
**(事前評価の実施後、一定期間が経過した事業)**

	事業名	関連する施策目標
1	救急医療体制の基盤整備・強化	I-1-1
2	女性医師就労支援事業、病院内保育事業	I-2-1
3	新型インフルエンザ対策事業費(新型インフルエンザ関係機関連携事業経費)	I-5-1
4	グローバル臨床研究体制整備事業	I-8-1
5	ナノマテリアルの有害性等の試験等	III-2-1
6	円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置	III-2-1
7	ふるさとハローワーク推進事業	IV-1-1
8	大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備	IV-1-1
9	介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援事業	IV-2-1
10	若年者等試行雇用事業の実施	IV-3-1
11	地域生活定着促進事業	VII-2-1
12	福祉人材確保緊急支援事業	VII-4-1
13	訪問看護支援事業	IX-3-2
14	認知症対策等総合支援事業	IX-3-2
15	昆虫媒介疾患対策事業	X-1-1

# 救急医療体制の基盤整備・強化

平成24年9月

医政局指導課(井上誠一課長) [主担当]

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標：地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

施策目標：日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（施策目標 I-1-1）

その他、以下の事業と関連がある。

—

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

都道府県等

### （2）概要

救急患者に対し、地域全体でトリアージ(重症度、緊急性等による患者の区分)を行い、病状に応じた適切な医療を提供できる地域の医療機関又は院内の診療科へ、効率的に振り分ける体制整備について、財政支援を行う。

小児救急については、二次救急医療機関を受診する患者のうち軽症患者が多数を占めており、これらの患者を小児初期救急センターで受け入れることにより、病院勤務医の負担を軽減するなど、小児救急医療体制の確保を図る。

### （3）目標

救急患者の受入に時間を要する事案を解消し、国民の医療に対する信頼の確保を図る。

小児初期救急センターの整備促進を図り、小児初期救急医療体制の充実を図る。

#### (4) 予算

---

会計区分：

平成25年度予算概算要求額：医療提供体制推進事業費補助金 22,000 百万円の内数

当該事業全体に係る予算の推移： (単位：百万円)

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
5,141	273	118	医療提供体制推進事業 費補助金 25,000 百万円 の内数

### 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

---

#### (1) 状況分析

---

平成19年8月に奈良県において発生した妊婦救急搬送の事案をはじめ、救急搬送の受け入れに時間を要した事案の報道が相次ぎ、大きな社会不安となっていた。

#### (2) 問題点

---

国民の医療に対する信頼を確保するため、救急医療体制の基盤整備・強化を図る必要がある。

#### (3) 問題分析

---

平時から地域全体で医療機関の専門性について情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を効率的に振り分けることができる体制を整備する必要がある。また、小児の二次救急医療機関、三次救急医療機関に患者が集中し、救急患者の受入が困難な事案を解消するため、小児初期救急体制の整備が必要である。

#### (4) 事業の必要性

---

国民の医療に対する信頼を確保するため、救急医療体制の基盤整備・強化に向けた施策を実施する必要がある。

### 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

---

#### (1) 必要性の評価

---

救急医療を含む地域医療の確保については、地域差が生じることがないように、行政機関が主体的に取り組む必要があり、また、救急医療機関の整備は、全国どの地域においても国民全てが一定水準の医療を享受できるような体制の必要性から、国としても支援をしていく必要がある。

#### (2) 有効性の評価

---

本事業の実施により、第二次救急医療体制等の強化が図られ、円滑な救急搬送受入体制が確立されることで、受入困難事例の解消が期待できる。

### (3) 効率性の評価

第二次救急医療体制の強化により、さらに重篤な救急患者を診療する第三次救急医療機関の負担が軽減され、救急医療体制全体の強化に繋がる。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

### (1) 現状分析

本事業の実施等により、救急患者の受入に時間を要する事案については、救急出動件数及び搬送人員数が近年再び増加している中であって、ほぼ同水準で推移している。また、小児傷病者搬送人員数は、全年齢の搬送人員数が近年再び増加している中で、ほぼ同水準で推移している。

### (2) 問題点

救急出動件数及び搬送人員数が近年再び増加していることから、再び救急患者の受入に時間を要する事案が発生し、大きな問題となりかねない。

### (3) 問題分析

病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を効率的に振り分けることができる体制の整備や、小児初期救急体制の整備に引き続き取り組む必要がある。

### (4) 事業の必要性

救急医療体制の基盤をさらに整備・強化し、国民の医療に対する信頼を確保するため、引き続き本事業を実施する必要がある

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	第三次救急医療機関のか所数	208 か所	214 か所	221 か所	235 か所	249 か所
2	第二次救急医療機関のか所数	3,175 か所	3,201 か所	3,231 か所	3,278 か所	2,992 か所
3	重症以上傷病者の救急搬送における照会回数4回以上の割合	3.9%	3.6%	3.2%	3.8%	集計中
4	小児傷病者搬送人員数	386,221 人	359,557 人	378,210 人	378,681 人	集計中
5	総搬送人員数	4,918,479 人	4,678,636 人	4,682,991 人	4,985,632 人	集計中

(調査名・資料出所、備考等)

- ・ 医政局指導課調べによる。(1, 2)
- ・ 総務省消防庁 救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査結果(3, 4, 5)

## 6. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性等)

### (1) 有効性の評価

### ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

---

本事業に対する補助

- 第二次救急医療機関における医師等の確保
- 救急医療体制の充実
- 受入困難事例等の解消

### ②有効性の評価

---

本事業の実施により、補助金の交付を受けた医療機関の所在する地域においては、救急搬送の受入体制及び小児救急医療体制の改善が図られたと考えられるが、引き続き、救急利用の増加に対応可能な救急医療体制の充実が求められている。

### ③事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし。

## （2）効率性の評価

---

### ①効率性の評価

---

二次救急医療体制の強化により、さらに重篤な救急患者を診療する三次救急医療機関の負担が軽減され、救急医療機関間の適切な役割分担が促進されることで、救急医療体制全体の対応力の強化、効率化が図られたと考えられる。

### ②事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし。

## （3）その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

---

特になし。

## （4）評価の総括（必要性の評価）

---

本事業の実施は、救急医療に対する国民の信頼確保に寄与したと考えられるが、救急出動件数及び搬送人員数が近年再び増加傾向にあることから、引き続き、救急医療体制の基盤整備・強化に取り組む必要がある。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

---

評価結果を踏まえ、平成25年度概算要求においても引き続き所要の予算を要求する。

## 8. 評価指標等

---

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	重症以上傷病者の救急搬送における照会回数 4 回以上の割合	3.9%	3.6%	3.2%	3.8%	集計中
達成率		—	—	—	—	—
2	小児傷病者搬送人員数	386,221 人	359,557 人	378,210 人	378,681 人	集計中
達成率		—	—	—	—	—
3	総搬送人員数	4,918,479 人	4,678,636 人	4,682,991 人	4,985,632 人	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 総務省消防庁 救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査結果 （設定理由）円滑な救急搬送受入体制の確立について測ることができるため。						
アウトプット指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業の補助件数	—	—	33件	39件	97件
達成率		—	—	—	—	—
5	小児初期救急センター運営事業の補助件数	—	—	16件	15件	12件
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 医政局指導課調べによる。 （設定理由）本事業の補助実績であるため。						

## 9. 特記事項

（1）国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・

② 具体的記載

（2）各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

---

② 具体的記載

---

(3) 審議会の指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(4) 研究会の有無

---

① 有・無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし

# 女性医師就労支援事業、病院内保育事業

（女性医師保育支援事業を含め組替え）

平成24年9月

医政局医事課(田原克志課長) [主担当]

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標：必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

施策目標：今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること（施策目標Ⅰ－2－1）

その他、以下の事業と関連がある。

—

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が認める者

### （2）概要

女性医師等の再就業が困難な状況の大きな要因として、就学前の乳幼児の子育て、配偶者の転勤、日進月歩で進む医療の現場に戻りづらい等の理由が挙げられている。

そのため、離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、相談窓口を設置して、復職のための研修受入機関の紹介や仕事と家庭の両立支援のための助言等を行い、また、医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職の防止や再就業の促進を図り、もって医師確保対策に資することを目的とする。

### （3）目標

子育て中の女性医師への保育等支援を行うことにより、離職の防止や再就業を促進し、就業女性医師数の増を図る。

#### (4) 予算

会計区分：一般会計

平成25年度予算概算要求額：医療提供体制推進事業費補助金 220 億円の内数

女性医師等就労支援事業全体に係る予算の推移： (単位：百万円)

21年度	22年度	23年度	24年度
410	286	224	250億円の内数(※)

※24年度から医療提供体制推進事業費補助金の内数に組み込んだ。

### 3. 事前評価実施時における状況・問題分析 (平成20年度)

#### (1) 状況分析

臨床医に占める女性医師の割合は約15%であるが、近年、国家試験合格者では女性の占める割合は3分の1となっており、今後女性医師数自体は急増していくと予想される。

#### (2) 問題点

(1) の状況がある一方で女性医師の復職及び再就業が困難な状況がある。

#### (3) 問題分析

女性医師の復職及び再就業が困難な状況の大きな要因として、就業前の乳幼児の子育てが挙げられる。

#### (4) 事業の必要性

子育て中の女性医師に対し、各都道府県において受付・相談窓口を設置して女性医師の離職防止・再就業の促進を図り、医療現場における女性医師を構造的に確保する必要がある。

### 4. 事前評価の概要 (必要性、有効性、効率性)

#### (1) 必要性の評価

政府・与党でまとめた「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日)で「女性医師等の働きやすい職場環境の整備」を掲げており、国で行うべき施策の柱であることから、国の責任ある関与や積極的支援が必要である。

#### (2) 有効性の評価

子育て中の女性医師に保育等支援を行うことにより、女性医師の働きやすい環境が整備され、離職防止や再就業の促進が図られ、医師確保につながる。

#### (3) 効率性の評価

受付・相談窓口を設置することにより、保育にあたる者が情報提供等を活用することができ、これまで女性医師自身のみで行っていた保育先の選定や確保を効率的に行うことができる。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

### (1) 現状分析

全医師数に占める女性医師の割合は平成14年（15.7%）以降増加しており、平成22年時点では18.9%を占める。

### (2) 問題点

引き続き出産や乳幼児の子育て等により女性医師の復職及び再就業が困難な状況がある。

### (3) 問題分析

女性医師等の復職及び再就業が困難な状況の大きな要因は変わらず、出産や乳幼児の子育てである。

### (4) 事業の必要性

上記の状況から、女性医師の離職の防止や再就業の促進のため、事業の継続が必要である。

（現状・問題分析に関連する指標）

		14年度	16年度	18年度	20年度	22年度
1	女性医師の割合	15.7%	16.5%	17.2%	18.1%	18.9%
（調査名・資料出所、備考等） 医師・歯科医師・薬剤師調査						

## 6. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

### (1) 有効性の評価

#### ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

都道府県や医療機関に対して事業実施の補助

- 各事業（相談窓口や院内保育所の設置）の実施
- 女性医師等が利用することによる離職の防止や再就業の促進
- 全ての医師が継続的に勤務することが可能な環境作りによる医師確保

#### ②有効性の評価

保育等の相談を行った女性医師数が一定程度あること、医療施設に従事する女性医師数が増加していることから、本事業が広く利用され、女性医師等の離職の防止や再就業の促進が図られ、医師確保に寄与していると評価できる。

#### ③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

## (2) 効率性の評価

### ① 効率性の評価

受付・相談窓口を設置することにより、復職のための研修受入を実施している医療機関等の情報提供や相談を行うことができ、これまで女性医師自身のみで行っていた再就業活動を効率的に行うことができた。

### ② 事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

## (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

## (4) 評価の総括（必要性の評価）

保育等の相談等を行った女性医師数が一定程度あること、医療施設に従事する女性医師数が増えていることから本事業が医師確保に寄与していると考えられるものの、全医師数に占める女性医師の割合は増加しており、また女性医師等の離職及び再就業が困難な状況の大きな要因は変わらず出産、育児であることから、女性医師等の離職の防止や再就業の促進のため、事業の継続が必要である。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

平成25年度予算の概算要求においては、女性医師数が引き続き増加しており、医師不足対策の観点からも女性医師が継続して就業できる環境作りは優先度が高い事業であることから、厳しい財政状況ではあるが予算の確保に努める。

## 8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	保育等相談女性医師数	-	-	-	164人	-
達成率		-	-	-	-	-
2	医療施設従事医師数（女性）	-	49,113人	-	53,002人	-
達成率		-	-	-	107.9%	-
【調査名・資料出所、備考等】						
1. 事業実績報告：各都道府県からの事業の実績報告書より算出。						
2. 医師・歯科医師・薬剤師調査：有効性をより正確に把握するため、実数を指標としている。						

達成率は前回調査以上であるかを基準としている。事業開始前の数値は参考として記載した。

アウトプット指標

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
3	復職研修・相談窓口設置か所数	-	-	14か所	21か所	36か所
達成率		-	-	-	150%	171%

【調査名・資料出所、備考等】

3. 医政局医事課調べ。事業実績を把握するための指標。達成率は前回調査以上であるかを基準としている。

## 9. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし

# 新型インフルエンザ対策事業費（新型インフルエンザ関係機関連携事業経費）

平成24年9月

健康局結核感染症課(正林督章課長) [主担当]

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標：感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

施策目標：感染症の発生・まん延の防止を図ること（施策目標Ⅰ－5－1）

その他、以下の事業と関連がある。

—

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

都道府県

### （2）概要

関係機関（自治体、保健所、医療機関等）の従事者を対象に、新型インフルエンザ発生時の適切な医療の提供やパンデミック時の迅速な対応を実践するための訓練・研修の経費について補助を行う。

### （3）目標

新型インフルエンザ発生時の適切な医療の提供やパンデミック時の迅速な対応を可能とする体制の充実・強化を図ることを目標とする。

### （4）予算

会計区分：一般会計

平成25年度予算概算要求額：15百万円

新型インフルエンザ対策事業費（新型インフルエンザ関係機関連携事業経費）

全体に係る予算の推移：

（単位：百万円）

21年度	22年度	23年度	24年度
20	19	15	15

### 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

---

#### （1）状況分析

---

近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行し、ヒトへの感染や死亡例も報告されている。

#### （2）問題点

---

今後、このウイルスが変異し、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生が危惧されている。

#### （3）問題分析

---

「新型インフルエンザ対策行動計画」「新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき、必要な対策を推進しているところであるが、新型インフルエンザが発生した際の初動体制が不十分であった場合、感染が拡大し、社会機能を破綻させるおそれがある。

#### （4）事業の必要性

---

今後の新型インフルエンザの発生に備え、医療体制の整備を行う。

### 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

---

#### （1）必要性の評価

---

- 行政関与の必要性の有無

新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、医療体制を整備する必要がある。

- 国で行う必要性の有無

新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための医療体制の確保について施策を行うことは必要である。

- 民営化や外部委託の可否

新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導して計画的に行うべき事業である。

#### （2）有効性の評価

---

新型インフルエンザが発生した場合に必要な医療体制について協議会で検討を行うことや、訓練を行うことで地域の医療体制を確保することができる。

### (3) 効率性の評価

---

新型インフルエンザが発生したとき、必要な医療体制が確保されていることが新型インフルエンザのまん延防止につながり、被害を最小限にするためにも必要である。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

---

### (1) 現状分析

---

平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は平成23年3月31日をもって通常の季節性インフルエンザ対策へと移行したが、依然として東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザは流行しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生が懸念されている。

### (2) 問題点

---

新型インフルエンザが発生した場合、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的な影響をもたらすことが懸念されていることから、引き続き、新型インフルエンザ発生時の適切な医療提供やパンデミック時の迅速な対応を可能にする体制の整備が必要とされている。

### (3) 問題分析

---

上記体制の整備には、関係機関間の連携体制を構築し、発生時に対応に当たる医療従事者等の能力向上・維持を目的とした継続的な訓練・研修の実施が不可欠である。

### (4) 事業の必要性

---

(1)～(3)を踏まえ、国の危機管理上、引き続き本事業を継続する必要がある。

また、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験等を踏まえて平成23年9月20日に改定された新型インフルエンザ対策行動計画では、都道府県等の地方自治体の役割として地域の医療体制の整備が挙げられているほか、平成24年5月11日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法でも、地方公共団体の責務として新型インフルエンザ等対策の実施に当たって指定地方公共機関等の関係機関との連携協力や訓練の実施が定められている。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（抄）

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/pdf/120511houritu.pdf>

（国、地方公共団体等の責務）

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフル

エンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2～5 (略)

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(訓練)

第十二条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

2～3 (略)

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年	20年	21年	22年	23年
1	世界の鳥インフルエンザ(A/H5N1)死亡者数	59人	33人	32人	24人	34人
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2	日本の新型インフルエンザ(A/H1N1)の死亡者数	—	—	198人	—	—

(調査名・資料出所、備考等)

1 鳥インフルエンザ(A/H5N1)死亡者数

○WHOに報告されたヒトの高病原性鳥インフルエンザ(A/H5N1)感染確定症例数  
(国立感染症研究所感染症情報センターホームページ)

[http://idsc.nih.gov/disease/avian\\_influenza/toriinf-map.html](http://idsc.nih.gov/disease/avian_influenza/toriinf-map.html)

※日本国内においては、これまでのところ感染者は確認されていない。

2 新型インフルエンザ(A/H1N1)の死亡者数

○日本における新型インフルエンザ(A/H1N1)の死亡者数

(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/rireki/100331-03.html>

※平成21年4月に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)について、季節性と異なる大きな流行等の特別な事情が生じないことが確認されたことから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表を平成23年3月31日に行い、通常季節性インフルエンザ対策に移行している。

(参考統計の動き)

		19年	20年	21年	22年	23年
1	世界の鳥インフルエンザ(A/H5N1)確定症例数	88人	44人	73人	48人	62人
(調査名・資料出所、備考等)						
1 鳥インフルエンザ(A/H5N1)確定症例数						
○WHOに報告されたヒトの高病原性鳥インフルエンザ(A/H5N1)感染確定症例数 (国立感染症研究所感染症情報センターホームページ) <a href="http://idsc.nih.gov/disease/avian_influenza/toriinf-map.html">http://idsc.nih.gov/disease/avian_influenza/toriinf-map.html</a> ※日本国内においては、これまでのところ感染者は確認されていない。						

## 6. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性等)

### (1) 有効性の評価

#### ①政策効果が発現する仕組み(投入→活動→結果→成果)

訓練・研修開催に係る補助

→訓練・研修の開催

→関係機関間の連携強化、医療従事者等の能力向上

→新型インフルエンザ発生時の適切な医療提供やパンデミック時の迅速な対応を可能とする体制の整備

#### ②有効性の評価

当事業を活用した研修については、新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生した平成21年を中心に、毎年度各地で開催されているほか、訓練についても、開催数は増加傾向にあることから、新型インフルエンザ発生時の適切な医療提供やパンデミック時の迅速な対応を可能とする体制の整備が着実に進展しているものと評価できる。

#### ③事後評価において特に留意が必要な事項

上記体制の整備の進展・維持のためには、訓練・研修は一過性のものではなく、各地で継続的に実施される必要がある。なお、「4. 事前評価の概要」のうち「(2) 有効性の評価」に記載のある二次医療圏における協議会経費の補助については、最終的には事業に盛り込まれなかったため、事後評価は行っていない。

### (2) 効率性の評価

#### ①効率性の評価

当事業は訓練や研修の経費を補助することにより、関係機関間の連携強化と参加した医療従事者等関係者の能力向上を促進するのみならず、当該参加者が所属機関の他の従事者に訓練や

研修の成果を伝達し共有することで広く効果が波及するなどソフト面からの体制整備として非常に効率的な取組みであると評価される。

## ②事後評価において特に留意が必要な事項

上記体制の整備の進展・維持のためには、訓練・研修は一過性のものではなく、各地で継続的に実施される必要がある。なお、「4. 事前評価の概要」のうち「(2) 有効性の評価」に記載のある二次医療圏における協議会経費の補助については、最終的には事業に盛り込まれなかったため、事後評価は行っていない。

## (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

## (4) 評価の総括（必要性の評価）

本事業の実施によって、新型インフルエンザ発生時の適切な医療提供やパンデミック時の迅速な対応を可能とする体制の整備は着実に進展しているが、平成23年9月20日に改定された新型インフルエンザ対策行動計画や平成24年5月11日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法においても、地域の実情に応じた医療体制の整備や関係機関の連携、訓練の実施が求められているなど、より一層新型インフルエンザ対策を推進していく必要があることから、引き続き当該事業を実施していく必要がある。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成25年度概算要求において、引き続き所要の予算を要求する。

## 8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	訓練の開催数	—	—	4県で 14回	4県で 17回	集計中
達成率		—	—	—	—	—
2	研修の開催数	—	—	21都府県 で352回	11府県で 47回	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標は健康局結核感染症課調べ（地域の実情に応じた医療体制の整備に向けた取組の状況として適当であるため、これらの指標を設定した。）						

## 9. 特記事項

### (1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

①  有・無

② 具体的記載

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）（第169回国会）（抄）

「新型インフルエンザの流行初期における診断・治療体制を確立するため、都道府県による発熱相談センター及び発熱外来等の設置準備の進捗状況を総点検するとともに、これらに従事する医療関係者に対する研修・訓練等を実施すること。」
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議（衆議院）（第180回国会）（抄）

「六 平時から新型インフルエンザ発生に対応できるよう、医療体制の整備を図るとともに、特に患者が急増するまん延期においては、一般の医療機関も含め、入退院措置など適切な措置により医療提供体制の維持を図ること。」
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議（参議院）（第180回国会）（抄）

「八、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部については、医療関係等の専門家を配置する等してその意見を適時適切に聴取するとともに、現場の医療従事者等からの情報・意見を迅速に収集して施策の実施に的確に反映できる体制とすること。また、収集した情報については関係機関で共有できるようにするとともに、指定公共機関等であるか否かに関わらず、医師会、医学会等医療関係者の諸団体と適切な連携を図ること。」

### (2) 各種計画等政府決定等の該当

①  有・無

② 具体的記載

- 「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）（抄）

「ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」
- 「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ対策閣僚会議）（平成23年9月20日改定）（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kettei/110920keikaku.pdf>）（抄）

【地域医療体制の整備】  
「都道府県等が、原則として、2次医療圏を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（国立病院機構、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市区町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するよう支援する。」

(3) 審議会の指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(4) 研究会の有無

---

① 有・無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし

# グローバル臨床研究体制整備事業

平成24年9月

医政局研究開発振興課(佐原康之課長) [主担当]

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標：新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

施策目標：新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること(施策目標Ⅰ-8-1)

その他、以下の事業と関連がある。

—

## 2. 事業の内容

### (1) 実施主体

国

### (2) 概要

平成21年度から、治験拠点医療機関等に対して、国際共同臨床研究を行うための医師、臨床研究コーディネーター、外国語対応が可能なスタッフ等の確保、外国語対応可能な倫理審査委員会の設置等の人的な体制確保及び多様な研究に対応できる設備等の充実を図り、国際共同臨床研究に十分対応可能な体制（グローバル臨床研究拠点）の整備を行う。

### (3) 目標

先進医療技術の実用化を促進する。

### (4) 予算

会計区分：一般会計

平成25年度予算概算要求額：－

グローバル臨床研究拠点整備事業全体に係る予算の推移： (単位：百万円)

21年度	22年度	23年度	24年度
400	370	350	－

注) 平成24年度予算額及び平成25年度予算概算要求額については、「日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業」の予算を計上している。

### 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

---

#### (1) 状況分析

---

新規の医薬品・医療機器を世界の主要地域で同時期に上市するため、医薬品・医療機器の開発については、国際共同治験による世界同時開発が進んでいる。

#### (2) 問題点

---

日本における平成19年度の治験届出数の内、国際共同治験届数の割合は7.6%と少なく、欧米で承認された医薬品・医療機器が遅れて日本に入ってくるという状況がある。

#### (3) 問題分析

---

国際共同治験・臨床研究を推進し、世界同時開発の流れに参加していく必要がある。

#### (4) 事業の必要性

---

日本においても、国際共同治験・臨床研究の推進により最先端の医薬品・医療機器等を迅速に国民に提供することは非常に重要であることから、国際共同治験・臨床研究を実施できる体制・基盤づくりが早急に必要である。

### 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

---

#### (1) 必要性の評価

---

本事業は、国際共同治験・臨床研究を実施できる体制・基盤を整備することで、最先端の医薬品、医療機器等を迅速に国民に提供し、国民の保健衛生の向上を果たすという国の役割の一環として行うものである。

#### (2) 有効性の評価

---

国際共同治験・臨床研究を実施できる体制・基盤を整備することで、国際共同治験・臨床研究を積極的に実施する。それにより、優れた医療技術の臨床応用が促進され、医薬品や医療機器の開発も含めた新たな医療技術の迅速な実用化が期待される。

#### (3) 効率性の評価

---

国際共同治験・臨床研究が促進されることにより、医薬品・医療機器の承認審査が迅速かつ効率的に実施されることになり、国民が早期に新たな医薬品・医療機器による恩恵を受けることができる。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

### (1) 現状分析

本事業により整備したグローバル臨床研究拠点において実施・支援した国際共同臨床研究の数は12件(平成20年度)→31件(平成23年度)と着実な増加が見られた。

### (2) 問題点

グローバル臨床研究拠点における国際共同臨床研究への参加数は一定数増えているものの、欧米が主導して研究計画を企画したものが多く、日本が主導した国際共同臨床研究の割合はグローバル臨床研究拠点が参加した国際共同臨床研究数の約半分にとどまっている。そのため、日本・アジア特有の疾患に関する医薬品・医療機器の開発が十分進んでいない。

### (3) 問題分析

国際共同治験・臨床研究に参加するための人員・設備等の整備は一定程度進んでいるものの、研究を企画するための人員・設備等が不足していることが課題と考えられる。

### (4) 事業の必要性

今後は、欧米のニーズに応じた疾患だけではなく日本・アジア特有の疾患に関しても日本主導で国際共同臨床研究を進めていく必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	国際共同臨床研究数 (2拠点の合計数)	—	12	22	29	31
2	1のうち、日本主導 の国際共同臨床研究 数(2拠点の合計数)	—	5	11	12	15
(調査名・資料出所、備考等) グローバル臨床研究拠点(2拠点)へのアンケート						

## 6. 事後評価の内容 (必要性、有効性、効率性等)

### (1) 有効性の評価

#### ①政策効果が発現する仕組み (投入→活動→結果→成果)

- 本事業におけるグローバル臨床研究拠点の整備
- グローバル臨床研究拠点による国際共同臨床研究の実施
- 国際共同治験・臨床研究の増加
- 新たな医薬品、医療機器等の国民への迅速な提供

## ②有効性の評価

---

グローバル臨床研究拠点を整備することにより、国際共同臨床研究の数が着実に増加した。本事業により、医薬品や医療機器の開発も含めた新たな医療技術の迅速な実用化を行う基盤が、着実に整備されたものと考えられる。

## ③事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

## (2) 効率性の評価

---

### ①効率性の評価

---

医薬品・医療機器の迅速かつ効率的な承認申請、ひいては早期承認につながる国際共同治験・臨床研究が促進された。

### ②事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

## (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

---

特になし

## (4) 評価の総括（必要性の評価）

---

本事業においては国際共同治験・臨床研究を推進するモデル拠点として、2拠点を整備することを目標とし、当初の目標通り2拠点を整備した。また、整備した2つのグローバル臨床研究拠点による国際共同臨床研究の実施により国際共同臨床研究が19件増加するなど、国際共同臨床研究・治験の実施が促進された。一方で、今後は、欧米のニーズに応じた疾患だけではなく日本・アジア特有の疾患に関しても日本主導で国際共同臨床研究を進めていく必要がある。そのため、既存の事業の見直しを行い、平成24年度より実施している日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業を、引き続き実施することとし、平成25年度概算要求において、所要の予算を要求する。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

---

国際的な治験・臨床研究の実施により、日本発のシーズによる革新的新薬・医療機器の創出や、医療の質の向上のためのエビデンスの確立を図るため、日本主導でのグローバル臨床研究を実施する体制を整備するために、平成24年度より日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業を実施している。

## 8. 評価指標等

---

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	国際共同治験届出数(件数)	38	82	113	134	—
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・医薬食品局審査管理課調べ。（件数は初回以降の届出数を足したもの） （国際共同治験・臨床研究の実施の指標として国際共同治験の届出数を指標とした。）						
アウトプット指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2	グローバル臨床研究拠点数(拠点数)(目標2拠点)	—	—	2	2	2
達成率		—	—	100%	100%	100%
3	国際共同臨床研究数(2拠点の合計数)	—	12	22	29	31
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・グローバル臨床研究拠点(2拠点)へのアンケート （国際共同治験・臨床研究を推進するモデル拠点として、2拠点を整備することとした。また、当該2拠点において実施される国際共同臨床研究数を指標とした。）						

## 9. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

○ 「革新的医薬品・医療機器の創出のための5か年戦略」（平成20年5月23日一部改定内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

「・臨床研究・治験については、中央IRB機能等を有し、高度な国際共同研究の実施が可能なグローバル臨床研究拠点を整備する。（平成21年度から措置；厚生労働省）」

(3) 審議会の指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(4) 研究会の有無

---

① 有・無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし

# ナノマテリアルの有害性等の試験等

平成24年9月

労働基準局安全衛生部化学物質対策課(半田有通課長) [主担当]

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標：安全・安心な職場づくりを推進すること

施策目標：労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること（施策目標Ⅲ-2-1）

その他、以下の事業と関連がある。

—

## 2. 事業の内容

### (1) 実施主体

国

### (2) 概要

ナノマテリアルの長期発がん性試験を実施し、その有害性情報を得る。

### (3) 目標

ナノマテリアルについて、①実証試験により吸入ばく露による長期発がん性試験方法を確立するとともに、②吸入ばく露による長期発がん性試験を実施し、臓器への毒性や毒性が発現するばく露濃度等の有害性情報を得る。

### (4) 予算

会計区分：労働保険特別会計（労災勘定）

平成25年度予算概算要求額：174百万円

ナノマテリアルの有害性等の試験等事業全体に係る予算の推移：

(単位：百万円)

21年度	22年度	23年度	24年度
402	179	111	302

### 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

#### (1) 状況分析

ナノマテリアルについては、近年、産業界において研究・開発が急速に進展し、革新的技術として今後も幅広い応用が期待されているが、大きさがナノサイズ（1ナノメートル=10億分の1メートル）になると物理的・化学的性質が大きく変化することが知られており、広範な利用を進めるためにも、生体影響を明らかにし、安全な使用を確保する必要がある。

#### (2) 問題点

現在、ナノマテリアルの労働者への生体影響は未知であり、労働者のばく露形態を想定すると吸入試験による長期の発がん性試験の実施が望まれるが、ナノマテリアルについては当該試験法が未確立のため、取り組まれていない状況にある。

#### (3) 問題分析

ナノマテリアルの一種であるカーボンナノチューブを動物の腹腔内に投与した試験では中皮腫の発生が見られる\*など、有害性、特に発がん性について懸念されている。

※ 日本トキシコロジー学会発行「ジャーナル・オブ・トキシコロジカル・サイエンス」（2008年2月号）

#### (4) 事業の必要性

(2)で記載した問題点を解決するため、①ナノマテリアルの吸入試験による長期発がん性試験方法の確立、②吸入ばく露によるがん原性試験の実施及び試験結果に基づく有害性情報の取得を実施し、取得した有害性情報による必要なばく露防止対策を実施することにより労働者の健康障害防止措置を講ずる必要がある。

### 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

#### (1) 必要性の評価

ナノマテリアルについての試験方法が確立していない中で、民間企業に複数年度にわたって多額の費用を要する長期吸入ばく露試験を行わせることは困難である。また、ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。（労働安全衛生法第57条の5）

以上のことから、国が主導的立場に立って推進する必要がある。

#### (2) 有効性の評価

本事業を実施することにより、ナノマテリアルの有害性が明らかになり、労働者の健康の確保が図られる。

### (3) 効率性の評価

本事業を実施するに当たり、公募を行い、専門的ノウハウを持った者に委託することにより効率的な実施が図られる。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

### (1) 現状分析

ナノマテリアルの労働者への生体影響は未知であり、労働者のばく露形態を想定すると吸入試験による長期の発がん性試験の実施が望まれるが、ナノマテリアルについては当該試験法が未確立のため、取り組まれていない状況にあった。

平成22年度、23年度の事業で、長期吸入試験を行うための予備試験を実施し、ナノマテリアルの吸入ばく露による発がん性の試験方法を確立したところである。

### (2) 問題点

ナノマテリアルの労働者への発がん性の有無を調べるには、長期の発がん性試験を実施し、その結果の詳細な調査が必要であるが、本事業を行うまで、ナノマテリアルの吸入ばく露による発がん性の試験方法が未確立であったことから、未だ本試験が完了していない状況である。

### (3) 問題分析

ナノマテリアルの労働者の影響を調べるには、労働者への暴露形態を想定した吸入試験による長期の発がん性試験の実施が必要となるため、2年程度の試験実施及びその後の評価が必要となる。

### (4) 事業の必要性

現時点では、本事業によって確立した試験方法が、ナノマテリアルの発がん性の有無を確認するための、唯一の確実な方法である。そのため、その試験結果は、労働者への健康障害を未然に防止するために最も重要な知見であり、引き続き、本事業で本試験を実施する必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	主要ナノマテリアルの製造量	約85万t	約87万t	約89万t	約89万t	—
(調査名・資料出所、備考等) H19の製造量は厚生労働省主催「第2回ヒトに対する有害性が明らかでない化学物質に対する労働者ばく露の予防的対策に関する検討会、第2回ナノマテリアルの安全対策に関する検討会」資料 H20の製造量は平成21年度厚生労働省委託事業「ナノマテリアル安全対策調査報告書」 H21の製造量は『「ナノマテリアル情報収集・発信プログラム」の結果公表について』 H22の製造量は「NEDO ホームページ及びナノマテリアル製造事業者等における安全対策のあり方研究会報告書」						

## 6. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

### (1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

委託先に対し、ナノマテリアルの有害性等の試験に関する委託契約の締結

→委託先において、ナノマテリアルの有害性試験の実施

→試験結果に基づき、規制等、必要な労働者へのばく露防止対策の実施

→労働者の健康障害防止

## ②有効性の評価

---

本事業により、平成 23 年度にナノマテリアルの吸入ばく露による発がん性の試験方法を初めて確立することが出来た。この試験方法で、今後、本試験を実施し、ナノマテリアルの有害性を明らかにすることにより、労働者の健康障害防止が図られる。

## ③事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

## (2) 効率性の評価

---

### ①効率性の評価

---

本事業を実施するにあたり、公募を行い、専門的ノウハウをもったものに委託することにより事業を行っているため、効率的な実施が図られている。

### ②事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

## (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

---

ナノマテリアルはアスベスト同様、人に対して中皮腫を発生させる可能性があることから、長期発がん性試験を行うことにより、人に対する有害性についての科学的知見を明確にする必要がある。そうすることにより、いわゆる「アスベスト問題」の二の舞を未然に防ぐことができる。

## (4) 評価の総括（必要性の評価）

---

当該事業を実施することで、ナノマテリアルの有害性を明らかにし、必要な規制を行うための科学的知見を得ることができるが、これまで行ってきた本事業でようやくナノマテリアルの吸入ばく露による発がん性の試験方法を確立し、本試験を開始したところである。

一方、ナノマテリアルの製造量は増加しており、製造・使用の現場に従事する労働者がナノマテリアルに暴露される危険性も増加していると考えられることから、引き続き当該事業を実施していく必要がある。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

---

平成 25 年度予算要求においては、長期吸入ばく露試験の 2 年目であることを鑑み、平成 24 年度に開始した試験が適切に実施されるように予算要求内容を精査した上で所要の予算を要求する。

## 8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
※ 長期の吸入ばく露試験を行うための予備試験の実施中であるため、アウトカムを設定することができない。		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	—	—	—	—	—	—
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 平成 24 年度行政事業レビュー						
アウトプット指標						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
3	長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露装置の改造及び予備試験を行う。 (平成 21 年度は吸入ばく露装置 1 基の試作及び代表的ナノマテリアル 1 物質を用いての性能確認試験を実施したのものであり平成 22 年度と実施内容が異なるため、同等に評価できない。)	—	—	—	ナノマテリアル吸入ばく露装置の改造及び予備試験(2 週間ばく露試験)を実施する。	ナノマテリアル吸入ばく露装置予備試験(13 週間)を実施する)
達成率		—	—	—	100%	100%
【調査名・資料出所、備考等】 平成 24 年度行政事業レビュー						

## 9. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

---

② 具体的記載

---

総合科学技術会議の中でナノテクノロジー・材料P Tが設置されている。

(3) 審議会の指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(4) 研究会の有無

---

① 有・無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし

# 円滑な職場復帰支援のための 職場復帰等相談員の配置

（現在はメンタルヘルス対策支援センター事業の一部）

平成24年9月

労働基準局安全衛生部労働衛生課(椎葉茂樹課長) [主担当]

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：ディーセント・ワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標：安全・安心な職場づくりを推進すること

施策目標：労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること（施策目標Ⅲ-2-1）

その他、以下の事業と関連がある。

—

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

受託者（平成24年度は独立行政法人労働者健康福祉機構、社団法人日本産業カウンセラー協会）  
※年度ごとに企画競争入札により選定

### （2）概要

職場のメンタルヘルス対策を支援する中核的な機関としてメンタルヘルス対策支援センターを設置し、メンタルヘルス不調の未然防止、メンタルヘルス不調者の早期発見・対応、メンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰支援まで、事業者が行うメンタルヘルス対策を総合的に支援する。

### （3）目標

職場でのメンタルヘルス対策を促進し、労働者の健康障害を防止することを目的としている。

#### (4) 予算

会計区分：労働保険特別会計（労災勘定）

平成 25 年度予算概算要求額：884 百万円の一部

メンタルヘルス対策支援センター事業全体に係る予算の推移： (単位：百万円)

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
502	526	1,447 の一部	1,431 の一部

### 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

#### (1) 状況分析

職場でのメンタルヘルス対策の中でも、メンタルヘルス不調により休業している労働者の職場への復帰について、当該休業者の病態・経過等が多様であることから、厚生労働省では、平成16年に「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰の手引き」を公表し、これに基づく職場復帰支援を周知指導している。

#### (2) 問題点

メンタルヘルス不調からの復帰に至るプロセスは多様であり、復職時期判断、復職プロセスにおける労務管理等の多岐にわたる問題点を含有している。

#### (3) 問題分析

職場復帰後に再燃・再発してしまう事例もあり、関係者の不安を払拭するとともに、個々人に応じた的確な復職支援が求められている。

#### (4) 事業の必要性

以上を踏まえ、事業場が労働者等の要望に応えた職場復帰のための環境を醸成することを目的として、事業場等と精神保健関係の地域資源との連携の支援が必要である。

### 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

#### (1) 必要性の評価

メンタルヘルス不調になった労働者の職場復帰対策については、大企業を除き、民間に十分なノウハウが蓄積されておらず、また、その性質からして事業者による自主的な取組が期待しにくいことから、行政がその取組に関与するとともに、支援を行うことが必要である。

これに加えて、事業者に対する助言等に当たって、必要に応じ民間の復職支援機関等を紹介することから、営利企業による運営にはなじまないため、行政が関与して実施する必要がある。

## (2) 有効性の評価

---

事業者等の求めに応じた最適な支援を受けることができ、メンタルヘルス対策の効率的な実施等が期待できる。

## (3) 効率性の評価

---

都道府県単位に職場復帰等相談員を配置することにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図れる。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

---

### (1) 現状分析

---

日本の自殺者数は14年連続で3万人を超え、このうち、約8,200人が労働者であり、「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者は約2,700人に達している。また、職業生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は約6割に上っており、このような状況を背景に、精神障害等による労災支給決定件数は増加傾向にある。

職場でのメンタルヘルス対策については、労働安全衛生法の努力義務規定に基づく指針として、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を策定・公表しており、事業場でこの指針に即した取組が実施されるよう、労働基準監督署で指導するとともに、メンタルヘルス対策支援センターでその取組を支援しているが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は、全体の約3割にとどまっている。

政府の「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）では、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」が盛り込まれているため、取組を大幅に強化し、加速させることが必要になっている。

このような中、平成23年12月2日に、職場でのメンタルヘルス対策の強化のため、労働者に対するストレスチェックと面接指導等の実施を全ての事業者に義務付ける労働安全衛生法の一部改正法案が国会に提出された。

### (2) 問題点

---

職場でのメンタルヘルス対策は、メンタルヘルス不調の未然防止からメンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰支援まで総合的に実施することが望まれているが、事業場でこれらの取組が十分に行われていない状況にあり、引き続き、事業場の自主的な取組を支援する必要がある。

### (3) 問題分析

---

メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場では、「専門スタッフがない」（44.3%）、「取り組み方がわからない」（42.2%）、「必要性を感じない」（28.9%）等の理由から取組が十分に進んでいない状況にある。特に、日本では財政基盤が脆弱な50人未満の小規模事業場が全体の9割以

上を占めており、これらの事業場では産業医や衛生管理者の選任が義務付けられていないため、自主的な取組が進んでいないと考えられる。

#### (4) 事業の必要性

このような状況を踏まえ、引き続き、メンタルヘルス対策支援センターで、精神科医や産業カウンセラー等のメンタルヘルスに関する専門家が、事業者からのメンタルヘルス対策に関する相談対応、個別事業場への訪問支援等を実施し、職場でのメンタルヘルス対策の一層の促進を図る必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがある労働者	58.0%	—	—	—	—
2	心の健康対策(メンタルヘルスケア)に取り組んでいる事業場	33.6%	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考等)						
1、2ともに厚生労働省大臣官房統計情報部「平成19年労働者健康状況調査」(5年に1度の調査。直近の調査は平成19年)						

(参考統計の動き)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	自殺者数(総数)	33,093人	32,249人	32,845人	31,690人	30,651人
2	自殺者数(労働者)	9,154人	8,997人	9,159人	8,568人	8,207人
3	「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者	2,207人	2,412人	2,528人	2,590人	2,689人
4	精神障害等による労災支給決定件数	268件	269件	234件	308件	325件
(調査名・資料出所、備考等)						
1、2、3は警察庁「自殺統計」。4は厚生労働省労働基準局労災補償部調査による。 なお、原因・動機別自殺状況については、平成19年の自殺統計から、原因・動機を最大3つまで計上できることにしたため、平成18年以前とは比較できない。						

## 6. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性等)

### (1) 有効性の評価

## ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

---

### メンタルヘルス対策支援センターの設置

- 事業者からのメンタルヘルスに関する相談対応、個別事業場への訪問支援の実施
- メンタルヘルス対策に取り組む事業場増加
- 労働者の健康障害防止

## ②有効性の評価

---

上記の仕組みが機能するためには、メンタルヘルス対策が十分に進んでいない事業場に対して効果的に支援を行う必要がある。このため、メンタルヘルス対策の「必要性を感じない」としている事業場にメンタルヘルス対策の動機付けをするため、メンタルヘルス対策支援センターが取組の進んでいない事業場に積極的に訪問し、社内スタッフや社員への教育・研修方法や、社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくりの方法等、具体的な支援を行っている。

メンタルヘルス対策支援センター事業の利用者のうち92.7%が有用、有効であったとすることから、これらの事業は事業場での取組の促進に一定の効果があると考えられる。

また、平成22年9月に独立行政法人労働政策研究・研修機構が実施した「職場のメンタルヘルスカケア対策に関する調査」では、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は50.4%となっており、「職場におけるメンタルヘルス対策に関する調査」と「平成19年労働者健康状況調査」では、調査手法や母集団等が異なることから単純には比較できないものの、平成19年と比較して取組が大幅に進んでいる。

## ③事後評価において特に留意が必要な事項

---

本事業の評価にあたっては、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合の把握が必要であるが、厚生労働省大臣官房統計情報部「平成19年労働者健康状況調査」は5年に1回調査のため、次回調査は平成24年に行われる。

## (2) 効率性の評価

---

### ①効率性の評価

---

メンタルヘルス対策に係る十分なノウハウを有する団体に委託することにより、効果的・効率的な事業運営を図っている。また、労働基準監督署で指導した事業場等で、取組が十分でない事業場をメンタルヘルス対策支援センターの支援に繋げる等、行政による指導とメンタルヘルス対策支援センター事業での支援を組み合わせることで効率性を高めている。

また、改正労働安全衛生法が施行された場合には、メンタルヘルス対策支援センター事業については必要な支援に重点化を図ること等により、より一層効率性を高めることとしている。

### ②事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし。

## (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

---

特になし。

#### (4) 評価の総括（必要性の評価）

事業を実施することにより、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況は確かに向上しているが、未だに取組が進んでいない事業場も多いことから、引き続き、この事業を実施していく必要がある。

ただし、全ての事業場でメンタルヘルス不調の未然防止からメンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰支援まで総合的に実施されるよう、事業のさらなる改善を図ることとする。

### 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

事業の効果的な実施に努めてきたところであるが、メンタルヘルス対策が進んでいない事業場が数多くある現状を踏まえ、行政との役割分担をより明確にした上で、必要な支援に人的資源を投入する等事業を改善した上で、平成 25 年度も所要の予算を要求する。

### 8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合（平成24年度までに50%以上）	33.6%	—	—	—	—
達成率		67%	—	—	—	—
2	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合（2020年までに100%）	33.6%	—	—	—	—
達成率		34%	—	—	—	—
3	メンタルヘルス対策支援センターに相談した結果、有効、有用であった旨の回答の割合（90%以上）	—	—	94.7%	92%	92.7%
達成率		—	—	105%	102%	103%
【調査名・資料出所、備考等】						
1、2は厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」（5年に1度の調査）。						
3は厚生労働省労働基準局安全衛生部調査による。						

アウトプット指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	メンタルヘルス支援センターへの相談件数（目標値）	—	—	12,170件 (12,000件)	17,424件 (12,000件)	24,813件 (15,000件)
達成率		—	—	101%	145%	165%
5	メンタルヘルス対策に関する事業場の体制づくりに関する支援件数（目標値）	—	—	8,444件 (10,000件)	12,976件 (8,000件)	25,779件 (21,600件)
達成率		—	—	84%	162%	119%
【調査名・資料出所、備考等】						
4,5ともに厚生労働省労働基準局安全衛生部調査による。						

## 9. 特記事項

### (1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

### (2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

- 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）  
「メンタルヘルス対策に関する措置を受けられる職場の割合100%」（2020年までの目標）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>
- 日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）  
「メンタルヘルス対策に関する措置を受けられる職場の割合100%」（2020年までの目標）  
「メンタルヘルスケア取組事業所割合67%」（2015年度の間目標）  
<http://www.npu.go.jp/policy/pdf/20120731/20120731.pdf#search='日本再生戦略'>

### (3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

- 今後の職場における安全衛生対策について（平成22年12月22日労働政策審議会建議）

「うつ病等による休業者が円滑に職場復帰するためには、休業の開始から職場復帰までの流れや手順を明確化しておくことが重要であることから、医療機関と職場の十分な連携の下、休業者の回復状況に的確に対応した職場復帰支援プランの策定、実施等の取組を広く普及するため、事業者の取組に対する支援を行う。」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000zafy.html>

#### (4) 研究会の有無

---

① 有・無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

#### (5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

#### (6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

#### (7) その他

---

特になし

# ふるさとハローワーク推進事業

平成24年9月  
職業安定局農山村雇用対策室(小宅栄作室長)

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標：労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

施策目標：公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること（施策目標Ⅳ－1－1）

その他、以下の事業と関連がある。

—

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

都道府県労働局、地方公共団体

### （2）概要

地方公共団体（が独自の雇用対策を国と共同で実施することを要請する場合、国が職業紹介・職業相談を実施し、地方公共団体がセミナー、就業準備講習、面接会、事業所情報の提供等を実施する仕組みとして、「ふるさとハローワーク」をおく。

- ・都道府県連携型（平成21年度～平成23年度）

国と地方公共団体（都道府県、政令指定都市）がそれぞれの特性を活かし、一体となって就業支援を行うふるさとハローワーク（都道府県等連携型）を整備し、国と地方公共団体が共同でワンストップの就職支援を実施したもの。

（21年度3地域、22年度26地域、23年度25地域）

- ・市町村連携型（平成21年度～）

市町村庁舎等を活用してハローワークと市町村が共同で運営するふるさとハローワーク（市村連携型）を設置することにより、市町村独自の相談・情報提供業務と連携した職業相談・職業紹介等を行うもの。

（21年度125地域、22年度127地域、23年度128地域）

・緊急共同支援事業（平成21年度～平成22年度）

平成21年度に雇用失業情勢の特に厳しかった21道県において、緊急型のふるさとハローワークを設置し、国と地方公共団体が共同でワンストップの就職支援を実施したもの。

平成23年度には、通常の都道府県等連携型に統合した。

### （3）目標

地方自治体が地域の実情に応じて行う雇用対策と、国が行う職業紹介とが連携して就職支援を実施することにより、地域住民の就職機会の増大を図る。

### （4）予算

会計区分：労働保険特別会計雇用勘定

平成25年度予算概算要求額：838百万円

ふるさとハローワーク推進事業全体に係る予算の推移：

（単位：百万円）

21年度	22年度	23年度	24年度
2,514	2,558	2,070	879

※平成24年度に予算が減少しているのは、当該年度に都道府県等と連携して行う都道府県等連携型のふるさとハローワーク事業を廃止したためである。（平成24年度は一部経過措置が残っている。）

## 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

### （1）状況分析

現在、行政区画にとらわれない広域な労働移動への対応、職業紹介、雇用保険、雇用対策の一体的実施、雇用失業情勢の変化への対応等への必要性から、公共職業安定所による全国ネットワークでの無料職業紹介を行っている。一方で、産業構造や年齢構成においては地域ごとにそれぞれの特徴があり、雇用失業情勢にも地域差が生じている中、それぞれの地域の特性に応じた雇用対策の必要性も高まっている。

### （2）問題点・問題分析

産業構造や年齢構成、雇用失業情勢には地域ごとにそれぞれの特徴、地域差があるため、国が行う全国斉一的な雇用対策に加え、地域ごとに必要な雇用対策を講ずることが必要であるが、国と都道府県等とが共同で雇用対策を実施する仕組みは確立されていないのが現状である。国が行う全国

齊一的な雇用対策に加え、都道府県等が行う雇用対策と国が行う職業紹介とを連携してワンストップで提供することにより、地域における雇用対策の効果を更にあげることが期待できる。

### (3) 事業の必要性

---

このため、国と都道府県等が共同して地域の特性に応じた就職支援を実施する仕組みを構築することにより、地域の実情に応じたきめ細やかなサービスが提供され、求職者の就職の促進を図ることが可能となる。

## 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

---

### (1) 必要性の評価

---

#### ○ 行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）

本事業は、地方公共団体が講ずる雇用対策に、全国ネットワークの国の職業紹介サービスを組み合わせ実施することにより、地域の実情を踏まえたきめ細やかな就職支援サービスを提供し、求職者の就職促進を図ることを通じ、就職機会の拡大を図るものであることから、高い公益性を有し、行政の関与の下、実施する必要がある。

#### ○ 国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）

本事業は、全国ネットワークによる職業紹介サービスを求人情報や職業紹介のノウハウを有する公共職業安定所（国）が提供し、それ以外の地域の実情に応じた雇用対策を都道府県等が提供する共同事業の形態である。

#### ○ 民営化や外部委託の可否

本事業のうち「ふるさとハローワーク委託事業」については、地方公共団体が自ら講ずる行政施策（企業誘致等の産業施策、男女共同参画施策等）と連携を図りながら対策を講ずることも重要であるため、事業内容に応じ、当該地域において適切と判断される民間団体に、セミナー、講習、面接会等の事業を委託して実施することとしている。

#### ○ 他の類似事業

「ジョブカフェ」が若年者を対象とした雇用対策であるのに対して、「ふるさとハローワーク」では、対象年齢の区切りを設けず、地域の特性に応じた対象者に応じて就職支援を行う。

### (2) 有効性の評価

---

地域の特性に応じたワンストップの就職支援の実施により、よりきめ細やかな支援が可能となり求職者の就職が一層促進される。

### (3) 効率性の評価

---

国と都道府県等の共同による地域の実情に応じた就職支援を行うため、既存の組織・ノウハウを活用した事業を実施することができ効率的である。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

---

### (1) 現状分析

---

地域の雇用失業情勢の改善に資するため、地域の要望により、ふるさとハローワークを設置してきたところであるが、リーマンショック以降の不況に加え、東日本大震災の影響により、全国の雇用失業情勢は、依然として厳しい状況が続いており、また、地域の雇用情勢についても、雇用構造や年齢構成等、地域ごとの特性により地域間の差が生じている状況は今後も続くものと考えられる。

### (2) 問題点

---

事業開始3年間で、自治体からの要望により、ふるさとハローワークを132所設置し、効果が出ているが、依然として地域の雇用情勢に差がある。

### (3) 問題分析

---

地域の雇用失業情勢の改善のためには、地方公共団体（市町村）が地域に密着した雇用対策と国が行う職業紹介サービスとを連携して行うことが必要である。

### (4) 事業の必要性

---

上記のことから、国と市町村が共同してふるさとハローワークを設置し、地域の特性に応じ就職支援を実施することにより、地域の実情に応じたきめ細やかなサービスが提供され、当該地域の求職者の就職促進が効率的に図られることから、引き続き、本事業は必要である。

## 6. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

---

### (1) 有効性の評価

---

#### ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

---

職業相談員を配置

→職業紹介事業を実施

→求職者が就職

→雇用失業情勢の改善に寄与

#### ②有効性の評価

---

ふるさとハローワークにおいては、着実に就職件数を増加させていることから、地域の雇用失業情勢の改善の取り組みが進んでいると評価できる。

#### ③事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

### (2) 効率性の評価

---

## ①効率性の評価

---

国と地方公共団体（市町村）の組織・ノウハウを活用し、共同で事業を行うことにより、地域の実情に応じた就職支援を効率的に行うことができる。

また、ふるさとハローワークの設置については、市町村が地域の地理的状況を考慮して利便性のある場所を選び、その設置にかかるコストを負担していることから、当該事業については、費用対効果の観点からも効率がよいものとなっている。

## ②事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

### （3）その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

---

特になし

### （4）評価の総括（必要性の評価）

---

本事業は、地方公共団体（市町村）が講ずる雇用対策に、全国ネットワークの国の職業紹介サービスを組み合わせて実施することにより、地域の実情を踏まえたきめ細やかな就職支援サービスを提供し、求職者の就職促進を図るものである。このため、就職件数を成果目標としており、年々増加していることから有効な事業であるといえる。一方、依然として地域ごとに雇用情勢に差がみられるため、本事業は、引き続き実施することが必要である。

なお、都道府県連携型のふるさとハローワークについては、県の要望により子育て世帯、障害者などに重点をおいた支援を行っていた地域もあったが、これらの方々については、幅広い支援機関が連携の上、一体的に支援することが効果的であると考えられるところ、都道府県や関係機関との連携協力をより強化した新たな事業が設けられたことから、平成23年度末をもって廃止した。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

---

評価結果を踏まえ、平成25年度予算概算要求では、国と市町村の連携による「ふるさとハローワーク」を2所増設する要求を行う。

## 8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	相談員一人あたりの就職件数 （都道府県等連携型）					
	上段（一般型）	—	—	73件	92件	201件
	下段（緊急型）	—	—	141件	177件	—（※）
達成率		—	—	—	—	—
2	相談員一人あたりの就職件数 （市町村連携型）	—	—	282件	296件	311件
	達成率	—	—	—	—	—
3	就職件数 （都道府県等連携型）					
	上段（一般型）	—	—	727件	1,831件	22,668件
	下段（緊急型）	—	—	14,824件	18,070件	—（※）
達成率		—	—	—	—	—
4	就職件数 （市町村連携型）	—	—	81,734件	89,583件	94,943件
	達成率	—	—	—	—	—
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>（指標の設定理由）：本事業は、地方公共団体が地域の实情に応じて行う雇用対策と、国が行う職業紹介とが連携して就職支援を実施し、地域住民の就職機会を図ることが目的であるため、「相談員一人あたりの就職件数」をアウトカム指標として設定した。</p> <p>（調査名）：ふるさとハローワーク（市町村連携型）別業務実施状況報告</p> <p style="padding-left: 40px;">ふるさとハローワーク（都道府県等連携型）事業実施状況報告（四半期報）</p> <p>（※）平成23年度から都道府県連携型へ統合。</p>						
アウトプット指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
5	就職相談件数 （都道府県等連携型）					
	上段（一般型）	—	—	15,048人	30,203人	184,077人
	下段（緊急型）	—	—	149,111人	145,383人	—
達成率		—	—	—	—	—

6	就職相談件数 (市町村連携型)	—	—	1,313,243人	1,180,304人	1,066,231人
達成率		—	—	—	—	—
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>(指標の設定理由)：本事業は、地方公共団体が地域の実情に応じて行う雇用対策と、国が行う職業紹介とが連携して就職支援を実施し、地域住民の就職機会を図ることが目的であるため、「就職相談件数」をアウトプット指標として設定した。</p> <p>(調査名)：ふるさとハローワーク(市町村連携型)別業務実施状況報告 ふるさとハローワーク(都道府県等連携型)事業実施状況報告(四半期報)</p>						

## 9. 特記事項

### (1) 国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む)の該当

① 有・無

② 具体的記載

### (2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

### (3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

### (4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

### (5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

---

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし

## 大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備

平成24年9月

職業安定局首席職業指導官室（伊藤正史首席職業指導官）

### 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

#### 【政策体系】

基本目標：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標：労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

施策目標：公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること（施策目標Ⅳ－1－1）

その他、以下の事業と関連がある。

—

### 2. 事業の内容

#### （1）実施主体

都道府県労働局

#### （2）概要

非正規労働者の集中する大都市圏等において、非正規労働者の安定した就職を支援するため、その拠点として「非正規労働者総合支援センター」等を設置し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、キャリア・コンサルティング、職業訓練の受講相談、就職セミナー、生活関連相談等の支援を総合的に実施する。

#### （3）目標

担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等により、非正規労働者の就職を支援すること。

#### （4）予算

会計区分：労働保険特別会計雇用勘定

平成25年度予算概算要求額：2,094百万円

事業全体に係る予算の推移：

(単位：百万円)

21年度	22年度	23年度	24年度
2,697	3,297	3,119	2,996

### 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

#### (1) 状況分析

近年、非正規労働者の数が増加するとともに、雇用者に占める非正規労働者の割合も年々高くなっている。

#### (2) 問題点・問題分析

非正規労働者の増加は、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響を与えるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金の加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながり、我が国の経済社会の活力を削ぐ恐れがあるため、喫緊の対応が必要である。

#### (3) 事業の必要性

このため、非正規労働者の集中する三大都市圏（東京、愛知、大阪）（※）に非正規労働者の安定した就職を支援するための拠点として、「非正規労働者就労支援センター（仮称）」を設置し、安定した職業に就くことを希望する者に対して、ジョブ・カード作成に係るキャリア・コンサルティングと職業訓練への参加を積極的に支援するとともに、求人情報の提供、きめ細かな職業相談、職場体験、職業紹介等様々な支援をワンストップで提供することが必要である。

※ 全非正規労働者の約半数（約930万人）が埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫の8都府県に集中している。

### 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

#### (1) 必要性の評価

##### ○ 行政関与の必要性の有無

非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会の活力を削ぐ恐れがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。

##### ○ 国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）

非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任に

において実施すべきものである。

#### ○ 民営化や外部委託の可否

本事業は、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等から安定した職業に移行することが困難な者に対する就職支援であり、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所において実施することが適当である。

### (2) 有効性の評価

---

本事業は、職業能力の形成の機会に恵まれず、通常の支援では就職が困難な者に対して、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、キャリア・コンサルティング、職業訓練の受講相談等の就職支援を通じて、より多くの非正規労働者の就職を図ることが期待される。

### (3) 効率性の評価

---

本事業は、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取り扱い、専門的なノウハウを有する公共職業安定所によって、既存の組織・ノウハウを活用して実施するため、費用対効果の観点からも効率的である。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

---

### (1) 現状分析

---

平成20年末以降、世界的な金融危機の影響による雇用情勢の悪化で、派遣労働者や期間工などの非正規労働者を中心に、雇用契約の中途解除や雇止めによる大量離職が発生した。

現在、雇用情勢は持ち直しているものの、依然として厳しい状況にある中で、非正規労働者は増加を続け、雇用者に占める割合は、平成23年平均で35.2%に上昇し、比較可能な平成14年以降で最高水準となっている。

### (2) 問題点

---

雇用者に占める非正規労働者の割合は、現状も高水準で推移しており、非正規労働者の職業能力の形成、生活の安定が図られないだけでなく、さらには低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金の加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながり、我が国の経済社会にとって深刻な影響がある。

### (3) 問題分析

---

非正規労働者の増加傾向の原因は、企業側においては、需要変動に弾力的に対応するため、あるいは人件費抑制のため、非正規労働者を活用する企業が多いこと等が考えられる。

なお、労働者側においては、非正規労働者のうち正社員になりたい者の割合は、平成22年で22.3%と近年上昇傾向にある一方、非正規労働者は、景気の後退局面で正規労働者と比べて、雇用調整の対象とされやすく、雇用の安定が図られない。

この社会的な課題に対して、市場に解決を委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な就職支援を推進する必要がある。

#### (4) 事業の必要性

上記の問題を踏まえ、非正規労働者に対する就職支援の体制を確保するため、引き続き、非正規労働者総合支援センター等において、職業能力の形成の機会に恵まれず、通常の支援では就職が困難な者に対して、担当者制によるきめ細かな就職支援を推進する必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年	20年	21年	22年	23年
1	雇用者に占める非正規労働者の割合	33.5%	34.1%	33.7%	34.4%	35.2%
2	雇用者に占める非正規労働者の数	1,732万人	1,760万人	1,721万人	1,756万人	1,733万人
(調査名・資料出所、備考等) (資料出所) 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」(年平均) (備考) 東日本大震災の影響により、23年の数値は、岩手、宮城及び福島の三県を除く						

## 6. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性等)

### (1) 有効性の評価

#### ①政策効果が発現する仕組み(投入→活動→結果→成果)

非正規労働者総合支援センター等の設置

- 担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、キャリア・コンサルティング、職業訓練の受講相談等の支援
- 非正規労働者の職業能力の形成、就職活動の促進
- 非正規労働者の就職、生活の安定

#### ②有効性の評価

職業能力の形成の機会に恵まれず、通常の支援では就職が困難な者に対して、担当者制によるきめ細かな就職支援は、公共職業安定所における一般職業紹介による就職率(平成23年度:27.1%)と比べても、高い就職率(平成23年度:69.2%)を上げており、引き続き、より多くの非正規労働者の就職を図ることが期待される。

#### ③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

## (2) 効率性の評価

### ①効率性の評価

本事業は、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取り扱い、専門的なノウハウを有する公共職業安定所によって、既存の組織・ノウハウを活用して実施するため、費用対効果の観点からも効率的である。

### ②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

## (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

## (4) 評価の総括（必要性の評価）

本事業は、平成20年末以降、世界的な金融危機の影響による厳しい雇用情勢の中で、非正規労働者総合支援センター等において、担当者制によるきめ細かな就職支援を推進することで、非正規労働者に対する雇用のセーフティネットとしての役割を果たすことができた。

一方で、雇用者に占める非正規労働者の割合は、現状も高水準で推移しており、非正規労働者の職業能力の形成、生活の安定が図られないだけでなく、さらには低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金の加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等、我が国の経済社会にとって深刻な影響があることから、引き続き、非正規労働者に対するきめ細かな就職支援が必要とされている。

ただし、より一層、効率的な事業運営を図る必要がある。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成25年度予算概算要求において、事業の効率化を図った上で、所要の予算を要求する。

## 8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	担当者制による就職支援を受けた者の就職率	—	—	60.9%	62.9%	69.2%
達成率		—	—	—	—	—

<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>(指標の設定理由) 本事業は、職業能力の形成の機会に恵まれず、通常の支援では就職が困難な者に対して、担当者制によるきめ細かな支援を行い、就職を図るものであるため、「担当者制による就職支援を受けた者の就職率」をアウトカム指標に設定。</p> <p>(資料出所) 厚生労働省職業安定局調べ</p>																											
<p>アウトプット指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>担当者制による支援対象者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>18,091人</td> <td>21,662人</td> <td>34,957人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">達成率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>									19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	2	担当者制による支援対象者数	—	—	18,091人	21,662人	34,957人	達成率		—	—	—	—	—
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																					
2	担当者制による支援対象者数	—	—	18,091人	21,662人	34,957人																					
達成率		—	—	—	—	—																					
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>(指標の設定理由) 本事業は、職業能力の形成の機会に恵まれず、通常の支援では就職が困難な者に対して、担当者制によるきめ細かな支援を行い、就職を図るものであるため、「担当者制による支援対象者数」をアウトプット指標に設定。</p> <p>(資料出所) 厚生労働省職業安定局調べ</p>																											
<p>参考統計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>非正規労働者総合支援センターにおける新規求職者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60,736人</td> <td>113,649人</td> <td>114,712人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>非正規労働者総合支援センターにおける設置数</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>									19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	1	非正規労働者総合支援センターにおける新規求職者数	—	—	60,736人	113,649人	114,712人	2	非正規労働者総合支援センターにおける設置数	—	5	14	32	32
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																					
1	非正規労働者総合支援センターにおける新規求職者数	—	—	60,736人	113,649人	114,712人																					
2	非正規労働者総合支援センターにおける設置数	—	5	14	32	32																					
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>(資料出所) 厚生労働省職業安定局調べ</p> <p>(備考) 上記1は、担当者制による支援対象者を含む総数</p> <p>平成20年度補正予算により、平成20年度末から非正規労働者総合支援センター等を順次設置。</p>																											

## 9. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

---

(3) 審議会の指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(4) 研究会の有無

---

① 有・無 厚生労働省「非正規雇用のビジョンに関する懇談会」、平成24年3月とりまとめ「望ましい働き方ビジョン」

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

ハローワークでは、非正規雇用の労働者が困難な事情を抱えながらも正規雇用による就職を果たした事例が数多く積み上げられている。こうした実績を踏まえ、今後とも非正規雇用の労働者に対する雇用のセーフティネットとして中核的役割を果たしていくことが重要。

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし

# 介護労働者の人材確保及び雇用管理改善 の支援事業

平成24年9月

職業安定局介護労働対策室（福土亘室長）

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標：労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能強化すること

施策目標：公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること（施策目標Ⅳ-1-1）

施策大目標：雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

施策目標：地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること（施策目標Ⅳ-2-1）

その他、以下の事業と関連がある。

「社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること」（施策目標Ⅶ-4-1）の関連事業は、介護労働者の人材確保という観点で、本事業と関連がある。

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

都道府県労働局、ハローワーク、（財）介護労働安定センター

### （2）概要

#### 1. 介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金の運用

- ①雇用管理の改善を担う人材（社会福祉士、介護福祉士、サービス提供責任者等）の雇入れ、
- ②介護業務未経験者の雇入れ、
- ③介護労働者の身体的負担軽減に資する介護福祉機器（移動用

リフト等)の導入等、介護労働者の人材確保及び雇用管理の改善に取り組む事業主に対する総合的な支援を実施する。

## 2. 雇用管理改善等援助事業の推進

(財)介護労働安定センターの各支部(全国47箇所)で、雇用管理の改善に取り組む介護事業主に対して、労働条件や福利厚生、職場のコミュニケーション等の専門的な相談援助等を実施する。

## 3. 福祉人材確保重点対策事業の推進

ハローワークに設置された「福祉人材コーナー」(全国57箇所)において、介護をはじめとした福祉分野の人材確保に向けた支援を実施するとともに、同コーナーが設置されていない主要なハローワークにおいても職業相談体制を整備し、同分野での就業に向けた支援を実施する。

### (3) 目標

---

介護労働者の人材確保・定着促進に資する助成金の支給、雇用管理改善相談事業の実施及び「福祉人材コーナー」等によるきめ細かな職業相談・職業紹介を通じ、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保・定着を図る。

### (4) 予算

---

会計区分：労働保険特別会計雇用勘定

平成25年度予算概算要求額：2,849百万円

介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援事業全体に係る予算の推移：

(単位：百万円)

21年度	22年度	23年度	24年度
15,986	14,903	10,297	5,322

## 3. 事前評価実施時における状況・問題分析(平成20年度)

---

### (1) 状況分析

---

福祉・介護サービス分野は、少子高齢化の進展の中で、今後も一層のニーズの増大が見込まれるとともに、より質の高いサービスを提供することが求められているが、一方で、介護事業所においては離職率が高く、人材の確保が困難な状況となっている。

### (2) 問題点

---

近年の景気回復に伴う他の産業分野における採用意欲の高まり、賃金水準の低さ等労働条件が厳しいとの認識が広まる中、離職率の高さと相まって、人材確保や職場定着が困難となっている状況がみられ、喫緊の対応が必要である。

### (3) 事業の必要性

---

介護労働者の雇用管理の改善や人材確保に取り組む事業主に対して一層の支援を行っていくため、既存の介護関係助成金について所要の見直しを行いつつ、助成対象の拡充を図る。また、新たに「福祉人材確保重点プロジェクト（仮称）」により、福祉・介護サービス分野での労働力のマッチング体制及び機能の強化を図り、同分野での安定的な人材確保に資するよう対策を講ずる。

## 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

---

### （1）必要性の評価

---

○ 行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）

少子高齢化が進展する中で、福祉・介護サービスのニーズは増大している。一方、現状においては、介護労働者の賃金や介護業務に対する社会的評価が低いことや、キャリアアップの仕組みが構築されていない等の多岐にわたる問題を背景として、介護サービス分野における人材確保は困難な状況となっている。

こうした課題を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のためには、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が積極的に関与し、将来にわたって介護サービスの担い手の確保・定着を促進していくことが必要である。

○ 国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）

今後とも少子高齢化が進展していく中で、全国的に介護サービスの需要が増大していくことが見込まれることから、地域により介護サービスの提供体制に格差が生じないように、国の責任において本事業を実施し、介護労働者の安定的な確保・定着を促進していくことが必要である。

○ 民営化や外部委託の可否

本事業のうち、介護労働者の雇用管理の改善に資する相談援助及び助成金の支給業務等について、政策的な相乗効果を上げる観点から、専門的なノウハウを有する指定法人介護労働安定センターにおいて一体的に実施することとしている。

### （2）有効性の評価

---

本事業は、助成金の支給を通じて福祉・介護サービス分野の雇用の確保・定着が促進されるとともに、介護福祉機器の導入等の促進により、雇用管理の改善が図られることが期待される。また、「福祉人材ハローワーク（仮称）」等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介等により、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保に資することとなるため、本事業は有効である。

### （3）効率性の評価

---

福祉・介護サービス分野における人材の確保・定着を促進するための手段として、雇用管理の改善に自ら取り組む事業主等に対して支援していくことが効率的かつ効果的である。

本事業は、雇用管理の改善に取り組む事業主等を支援するとともに、専門的なノウハウを有する公共職業安定所、介護労働安定センター等の既存の組織を活用しつつ、最も低廉な方法により事業を実施するものであり、費用対効果の観点からも効率性を有するものである。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

---

### (1) 現状分析

---

#### 1. 人材不足

介護職員数については、介護保険制度の施行後、増加しており、10年間で倍以上となっている（平成12年度55万人→平成22年度133.4万人）。また、介護分野の有効求人倍率については、平成19年度及び平成20年度には2.00倍を超えていたものの、経済情勢の変化や諸施策の効果等により、一時に比べて大幅に低下している（平成23年度1.65倍）。

#### 2. 離職率

介護労働者の離職率については、平成19年（21.6%）から平成23年度（16.1%）へと低下傾向にある。

### (2) 問題点

---

#### 1. 人材不足

介護人材については、今後急速に進展する高齢化により、介護へのニーズが増大することが予想される。平成24年度で介護人材は約149万人であるが、平成37年度には約237万人～249万人必要になると見込まれ、更に1.5倍以上の人材が必要と推計される。

また、介護分野においては、ホームヘルパー、介護福祉士等の資格を有しながら福祉・介護分野で働いていない潜在的有資格者が多数存在する等の問題を抱えている。

#### 2. 離職率

介護労働者の離職率については、全産業平均の離職率が約15%であることを踏まえると、高い状況にあるといえる。これは、介護労働者が職場の中で抱える特有の悩み、不安、不満等が影響していると考えられる（※）。

※「仕事内容のわりに賃金が低いこと」44.2%、「身体的に負担が大きいこと（腰痛や体力に不安がある）」30.8%、「人手が足りないこと」40.2%、「労働時間が不規則であること」13.3%など（平成23年度（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査」）

### (3) 問題分析

---

介護分野の求職者については、他産業から離職を余儀なくされた非正規労働者等であって介護分野に関心を持つ者や、潜在的有資格者が存在することなどから、雇入れの促進や人材確保に向けたサービス提供体制の整備、マッチング機能の強化等を図ることが必要となる。

また、離職率の低下を図るためには、介護労働者の雇用環境を改善させていくことが必要であり、雇用管理改善を図る事業主に対する相談支援及び助成金等の支援を充実することが必要である。

### (4) 事業の必要性

---

上記で述べた介護労働者の問題を踏まえ、

- ・ 介護労働者の身体的負担を軽減するための介護福祉機器の導入及び雇用管理改善に資する制度の導入・適用に対する助成金の支給

- ・ (財) 介護労働安定センターによる介護労働者の雇用管理に関する相談援助の実施
  - ・ ハローワークの「福祉人材コーナー」での職業相談・職業紹介
- などにより、「介護分野に関心を持つ者や潜在的有資格者等に対する就業に向けた支援」及び「介護事業所の雇用管理の改善」を図っていくことが必要である。

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	全職種に係る有効求人倍率	0.97倍	0.73倍	0.42倍	0.51倍	0.62倍
2	介護関係職種に係る有効求人倍率	2.10倍	2.20倍	1.33倍	1.38倍	1.65倍
3	全職種に係る平均離職率	15.4%	14.6%	16.4%	14.5%	未発表
4	介護労働者に係る離職率	21.6%	18.7%	17.0%	17.8%	16.1%
(調査名・資料出所、備考等) ・指標1及び2 資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」による。 備考：有効求人倍率については、常用労働者（含むパートタイム）の値。 ・指標3 資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」による。 備考：全職種平均離職率については、常用労働者（男女計）の値。 ・資料4 資料出所：(財) 介護労働安定センター「介護労働実態調査」による。						

## 6. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

### (1) 有効性の評価

#### ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

- 介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金の運用や(財) 介護労働安定センターによる相談援助、「福祉人材コーナー」での職業相談・職業紹介等
- 助成金の支給やきめ細かな職業相談・職業紹介等を実施
  - 福祉・介護サービス分野における雇用管理改善やマッチング機能の強化
  - 福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保・定着

#### ②有効性の評価

##### 1. 介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金の運用

各助成金については、支給対象者及び支給対象件数が、年々増加していることから、介護労働者の人材確保及び定着促進の支援策の一つとして活用が図られていると評価できる。

また、平成 23 年度以降においても継続している介護労働者設備等整備モデル奨励金（平成 23 年度は介護労働者設備等導入奨励金）については、当該助成金を利用した事業主で全離職者のうち健康上の理由で離職した者の割合が、目標を達成しているため、介護労働者の身体的負担の軽減を実現する施策として有効的に運用されていると評価できる。

## 2. 雇用管理改善等援助事業の推進

雇用管理改善等援助事業に係る相談件数及び情報提供数は、介護労働安定センターの組織の見直しによる人員の削減等により年々減少しているものの、相談を受けた事業所の離職率は、全産業平均の離職率と比べ大幅に下回っていることから、介護労働者の雇用管理改善及び定着に有効であると評価できる。

## 3. 福祉人材確保重点対策事業の推進

福祉人材コーナーにおける新規相談者数及び福祉分野の就職件数は、平成 21 年度の本事業開始以降着実に増加しており、本事業については、介護をはじめとする福祉分野における安定的な人材確保に資するものであると評価できる。

### ③事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

## (2) 効率性の評価

---

### ①効率性の評価

---

#### 1. 介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金の運用

##### ・ 介護基盤人材確保等助成金

本助成金は、新サービスの提供等に伴い、雇用管理改善に関連する業務を担う人材として特定労働者を雇い入れた場合に、事業主に対して助成するものであるが、介護労働者の雇用管理改善を図ろうとする事業主が必要な人材を確保するという雇入れ支援に資する効果だけでなく、その人材が介護事業所の雇用管理改善の業務を担うことで、他の介護労働者の雇用環境の改善を図ることができるといった点で、効率性が高いと考えられる。

##### ・ 介護未経験者確保等助成金

本助成金は、介護関係業務の未経験者を雇い入れた場合で、1年以上継続して雇用することが確実であると認められる場合に、事業主に対して助成するものであるが、介護事業所が人材を確保するために、経験のない者の積極的な雇入れを支援するだけでなく、介護関係業務の経験を有しない者の教育・訓練に助成金を充てることとしている。そのため、当該助成金は、人材不足の解消及び介護労働者の教育・訓練の両面の事業効果をもたらすという点で、効率性が高いと考えられる。

##### ・ 介護労働者設備等整備モデル奨励金

本奨励金は、介護労働者の身体的負担軽減や腰痛を予防するために、介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行う事業主に機器の設置等に要した費用の一部を助成するものであるが、介護労働者の日頃の業務の質の向上だけでなく、介護労働者の定着支援にも結びつく。そのため、介護労働者及び事業主双方の困難を克服するという観点から、効率性

が高いと考えられる。なお、本奨励金は平成 23 年度に「介護労働者設備等導入奨励金」、平成 24 年度に「介護労働環境向上奨励金」に名称変更を行っている。また、平成 25 年度には、他の助成金と統合し、事業の効率化を図ることとしている。

## 2. 雇用管理改善等援助事業の推進

(財) 介護労働安定センターが行う雇用管理改善援助事業は、インストラクターによる労働条件や福利厚生、職場のコミュニケーション等の基本的な相談から、コンサルタントによる就業規則の見直しや人事考課制度の導入に係る相談、ヘルスカウンセラーによる健康管理に係る相談等、専門的な相談まで幅広く行っている。また、支援内容に応じて、労働局やハローワーク、都道府県、(財) 産業雇用安定センターなど、他の機関に情報を伝達するなど、介護労働安定センターの相談を中心に、介護労働者の雇用管理改善等を進めることが可能なため、事業効率が高い。

なお、相談 1 件当たりの費用は上昇している(平成 21 年度約 3,384 円→平成 23 年度約 5,920 円)が、これは、雇用管理改善が遅れているため比較的支援に時間を要する小規模事業所や開設間もない事業所への支援を重点化していることが一因だと考えられる。

## 3. 福祉人材確保重点対策事業の推進

本事業は、既存のハローワークに、介護をはじめとした福祉分野に特化した専門窓口を設けることで事業運営に要する費用を最小限に抑えつつ、求職者就業に向けた支援のみならず、求人者の人材確保に向けた支援も行っている。就職件数は着実に増加しており、介護をはじめとした福祉分野の人材確保を図る上で高い効率性を発揮している。

### ②事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

### (3) その他(公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載)

---

特になし

### (4) 評価の総括(必要性の評価)

---

当該事業は、潜在的有資格者等に対する就業に受けた支援及び介護労働者の雇用管理改善を行うことができるため、人材不足の解消や離職率の低下に寄与すると考えられる。一方、現状では、更なる人材確保が必要とされていること、離職率が全産業平均と比べ高くなっていることから、引き続き当該事業を実施していく必要がある。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

---

### 1. 介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金

介護労働環境向上奨励金については、評価結果を踏まえ、平成 25 年度概算予算要求において、他の助成金と統合した上で所要の予算を要求する。

### 2. 雇用管理改善等援助事業の推進

(財)介護労働安定センターが行う雇用管理改善等援助事業については、評価結果を踏まえ、平成25年度予算要求において所要の予算を要求する。

### 3. 福祉人材確保重点対策事業の推進

福祉人材確保重点対策事業については、評価結果を踏まえ、平成25年度予算要求において所要の予算を要求する。

## 8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	助成金(介護基盤人材確保等助成金)を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合(85%以上)	-	-	97.0%	96.8%	-
達成率		-	-	-	-	-
2	助成金(介護労働者設備等整備モデル奨励金)を受給した事業主において、機器の導入後1年間に、全離職者数のうち健康上の理由で離職した労働者の割合(35%以下／平成21年度・平成22年度、21.4%以下／平成23年度)	-	-	10.6%	14.2%	12.3%
達成率		-	-	-	-	-
3	雇用管理等相談援助事業を受けた事業所において、本事業を受けて一年経過した時点における同事業を受けた時からの自己都合による離職率(15.4%以下／平成21年度、14.6%以下／平成22年度、16.4%以下／平成23年度、14.5%以下／平成24年度)	15.0%	13.3%	11.9%	12.5%	11.8%
達成率		-	-	-	-	-
4	福祉関連職業の充足率	23.3%	25.3%	34.3%	31.1%	27.5%
達成率		-	-	-	-	-

【調査名・資料出所、備考等】

(指標の設定理由)

・指標1及び指標2

本事業は、助成金の支給等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標を設定した。

・指標3

本事業は、専門的な相談援助等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標を設定した。

・指標4

本事業は、ハローワークでのきめ細かな職業相談・職業紹介等を通じ、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保を図ることとしているため、本指標を設定した。

(資料出所)

- ・指標1 職業安定局調べ
- ・指標2 職業安定局調べ
- ・指標3 職業安定局調べ
- ・指標4 厚生労働省「職業安定業務統計」

(備考)

- ・指標1 介護基盤人材確保等助成金については、平成22年度限りで廃止（23年度以降は経過措置）
- ・指標2 平成23年度より、介護労働者設備等導入奨励金に名称変更
- ・指標4 福祉関連職業は、社会福祉専門の職業を指す。

アウトプット指標

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
5	助成金支給決定件数	① -	① -	①198人	①1,417人	①1,657人
	①介護基盤人材確保等助成金	② -	② -	②10,880人	②15,650人	②5,641人
	②介護未経験者確保等助成金	③ -	③ -	③421件	③1,118件	③1,609件
	③介護労働者設備等整備モデル奨励金（平成23年度は「介護労働者設備等導入奨励金」に名称変更）」					
達成率		-	-	-	-	-
6	雇用管理等相談援助事業に係る相談(①)/情報提供件数(②)	①49,702件	①58,703件	①54,082件	①39,423件	①32,417件
		②64,866件	②81,431件	②67,522件	②35,254件	②31,248件
達成率		-	-	-	-	-
7	福祉人材コーナーにおける相談件数			99,684件	142,276件	152,751件
達成率		-	-	-	-	-

【調査名・資料出所、備考等】

(指標の設定理由)

・指標1

本事業は、助成金の支給により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標を設定した。

・指標2

本事業は、専門的な相談援助等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標を設定した。

・指標3

本事業は、ハローワークでのきめ細かな職業相談等を通じ、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保を図ることとしているため、本指標を設定した。

(資料出所)

・指標1及び3は、職業安定局調べによる

・指標2及び4は、(財)介護労働安定センター調べによる

## 9. 特記事項

### (1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

①  有・無

#### ② 具体的記載

- 「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」（平成20年法律第44号）（抄）

「政府は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成二十一年四月一日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

### (2) 各種計画等政府決定等の該当

①  有・無

#### ② 具体的記載

- 介護雇用管理改善等計画（平成12年10月16日労働省告示106号）

「介護労働者の離職率については、（中略）継続的に20%を下回るものとするとともに、全産業の平均的な離職率との乖離をできる限り縮小する。」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0331-3.html>

### (3) 審議会の指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

### (4) 研究会の有無

---

① 有・無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

### (5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

### (6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

### (7) その他

---

当該事業のうち、介護基盤人材確保等助成金及び介護未経験者確保等助成金については、予算の執行状況や、行政刷新会議の事業仕分けにおいて他の類似の助成事業との重複を整理すべきとの指摘を受けたこと等を踏まえ平成 22 年度末で廃止している。

# 若年者等試行雇用事業の実施

平成24年9月

職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室(久知良俊二室長)

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

施策目標：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること（施策目標Ⅳ—3—1）

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

都道府県労働局・公共職業安定所

### （2）概要

就職が困難な45歳未満の若年者等を一定期間（原則3ヶ月）試行的に雇用する事業主に対し、試行雇用奨励金（対象者一人につき月額4万円）を支給。

試行雇用（トライアル雇用）により、業務遂行に当たっての適性や能力などの見極めや、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の正規雇用への移行を目指す。

### （3）目標

事業主が、若年者等を一定期間試行雇用し、その適性や業務遂行可能性を見極めることを通じて、試行雇用後の正規雇用への移行を図る。

### （4）予算

会計区分：労働保険特別会計雇用勘定

平成25年度予算概算要求額：6,550百万円

若年者等試行事業全体に係る予算の推移：

(単位：百万円)

21年度	22年度	23年度	24年度
7,752	3,679	4,593	5,974

※ 22年度予算については、平成21年度事業仕分けにおける「執行率に応じ、50%減額すべき」との指摘を踏まえた減額。平成23年度以降も事業ニーズを踏まえた予算額とした。

### 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

#### (1) 状況分析

現下の雇用失業情勢は全般的には改善が進んでいるものの、フリーター数が181万人（平成19年）と依然として多いなど、若者の雇用をめぐる問題が引き続き重要な課題となっている。

#### (2) 問題分析

人口減少等の経済社会情勢の変化が見込まれる中で、今後とも我が国の経済社会の安定等を図る観点から、若者の雇用をめぐる問題についても的確に対応した雇用対策を講ずる必要がある。

#### (3) 事業の必要性

平成20年4月23日に開催された経済財政諮問会議にて示された「新雇用戦略」においては、就職氷河期に正社員になれなかった若者（年長フリーター、30代後半の不安定就労者）について、早急に安定雇用を実現する必要があるとされたところであり、年長フリーターのみならず、就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代半ばを迎える状況に鑑み、30代後半の不安定就労者に対する支援を重点的、集中的に行っていく必要がある。また、同戦略において、新たに「30代後半の不安定就労者もトライアル雇用制度の対象者として積極支援」とされているところであり、若年者試行雇用事業について対象者を拡大し、30代後半の不安定就労者も含めて、その早期就職の実現を図っていく必要がある。

### 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

#### (1) 必要性の評価

##### ○ 行政関与の必要性の有無

若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。

##### ○ 国で行う必要性の有無

若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公

共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。

#### ○ 民営化や外部委託の可否

フリーターや未就職卒業者等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、職業紹介の一環として国が主体となって実施する必要がある。

### (2) 有効性の評価

---

フリーターや未就職卒業者等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、事業主がこれらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極めること等を通じて、試行雇用後の正規雇用への移行を図る若年者等試行雇用事業を実施することは、フリーター等の正規雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。

### (3) 効率性の評価

---

全国のハローワークにおいて、職業紹介の一環として、30代後半の不安定就労者も対象として若年者試行雇用事業を実施することは、これまで若年者試行雇用事業により、多くの者が正規雇用に移行できていることに鑑み、フリーター等の正規雇用化を図る上で効率的である。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

---

### (1) 現状分析

---

若年者の雇用情勢については、失業率が、年齢計に比べて相対的に高い水準で推移するとともに、フリーターの数は、平成15年の217万人をピークに5年連続で減少したものの、平成21年から増加に転じ、平成23年は176万人と、前年差2万人増（被災地除く）となった。

(参考)

- ・フリーター数（平成23年） 176万人（対前年差2万人増・被災地を除く）
- ・失業率（平成23年）（被災地を除く）
  - 15～24歳 8.2%(対前年比0.9ポイント改善)
  - 25～34歳 5.7%(対前年比0.6ポイント改善)
  - 年齢計 4.5%(対前年比0.5ポイント改善)

資料出所：総務省「労働力調査（基本集計／詳細集計）」 厚生労働省「職業安定業務統計」

### (2) 問題点

---

厳しい就職環境の中、若年者が安定した職に就けず、就業経験、技能、知識の不足等により正社員としての就職が困難な状況となってしまうことは問題である。

### (3) 問題分析

---

将来を担う若年者の雇用の安定を促進するための取組を進める必要性は依然として高いと考えられる。

#### (4) 事業の必要性

本事業は、試行雇用（トライアル雇用）という形で就職困難な若年者等の雇用についての事業主のハードルを下げることによって、雇用機会を創出しつつ、当該試行雇用期間中に企業と若年者等が互いに理解を深め、正規雇用に当たっての十分な見極めを可能とすることにより、その雇いを安定的なものとしているものであり、職業経験等が不足しているフリーターをはじめとする若年者等の雇用の安定を促進するために必要な事業である。

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	15～24歳の失業率 (%)	7.7	7.2	9.1	9.4 【9.1】	— 【8.2】
2	25～34歳の失業率 (%)	4.9	5.2	6.4	6.2 【6.3】	— 【5.7】
3	年齢計の失業率 (%)	3.9	4.0	5.1	5.1 【5.0】	— 【4.5】
4	フリーター数 (万人)	181	170	178	183 【174】	— 【176】

(調査名・資料出所、備考等)

総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

表中の【 】内は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

## 6. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

### (1) 有効性の評価

#### ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

若年者等試行雇用事業の実施

- 対象求職者の試行雇用の実施や対象事業主に対する試行雇用奨励金の支給
- フリーター等の正規雇用者数の増加
- 若年者雇用環境の改善

#### ②有効性の評価

平成21年のフリーター数については、6年ぶりに増加し、若年者の就職環境は厳しい状況となっている。こうした状況を踏まえ、フリーター等が安定した職業に就くことができるよう支援を行うことは一層重要となっている。平成23年度は、80,415人が試行雇用（トライアル雇用）を開始し、トライアル雇用を終了した63,577人のうち51,329人が正規雇用に移行（正規雇用移行率80.7%）した。

これは、若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、事業主がこれらの者を一定期間試用雇用することにより、その適性或業務遂行可能性を見極めること等を通じて、試用雇用後の正規雇用への移行を図る若年者等試用雇用事業を実施することは、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効に機能していると評価できる。

### ③事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

## (2) 効率性の評価

---

### ①効率性の評価

---

若年者等試用（トライアル）雇用事業については、トライアル雇用期間中に企業と若年者相互の理解を深め、正規雇用への移行を図ることができること、正規雇用に当たって十分な見極めができること、また、正規雇用移行率がほぼ80%であることから、職業経験、技能、知識等の不足から就職が困難となっている若年失業者等の正規雇用の促進に有効な手段と考える。

また、1人当たり月額4万円（支給期間は3か月を限度）と低いコストにもかかわらず、8割近くが正規雇用への移行を達成できたことから、効率的な手段であると考えられる。

### ②事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

## (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

---

特になし

## (4) 評価の総括（必要性の評価）

---

若年者等試用雇用事業は、職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多い若年者に対して、事業主が一定期間試用雇用することにより、その適性或業務遂行可能性を見極めることができ、また、試用雇用後は約8割の者が正規雇用へ移行していることから、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効かつ効率的に機能していると評価できる。

今後は「若者雇用戦略」（「7.事後評価の政策への反映の方向性」参照）を踏まえ、当該事業を実施していく予定である。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

---

平成25年度予算概算要求においては、平成24年6月に雇用戦略対話において合意された「若者雇用戦略」（※）で「トライアル雇用の充実を図る」とされていることや、評価結果を踏まえ、所要の予算を要求する。

## ※ 関係記載

若者のキャリア・アップを促進するには、職場での実習等を通じて、若者が実践的な能力を身につけられるようにすることや、企業が若者の適性や能力を見極められるようにすることが効果的である。このため、求職者支援訓練について、学卒未就職者訓練の実施や企業実習の設定促進等、若者向け訓練内容を充実するとともに、雇用型訓練や日本版デュアルシステム等の実習を活用した訓練の推進、トライアル雇用の充実を図る。

## 8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	正規雇用移行率（％）	80.2	79.4	78.9	79.2	80.7
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
（指標の設定理由）：本事業は、フリーターや学卒未就職者等の若年者等を一定期間試行雇用し、その適性や業務遂行可能性を見極めることを通じて、試行雇用後の正規雇用への移行を図るものであるため、「正規雇用移行率」をアウトカム指標に設定。						
（資料出所）：職業安定局調べによる。						
アウトプット指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	トライアル雇用開始者数(万人)	4.2	4.1	5.3	7.0	8.0
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
（指標の設定理由）：本事業は、フリーターや学卒未就職者等の若年者等を一定期間試行雇用し、その適性や業務遂行可能性を見極めることを通じて、試行雇用後の正規雇用への移行を図るものであるため、「トライアル雇用開始者数」をアウトプット指標に設定。						
（資料出所）：職業安定局調べによる。						

## 9. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的記載

---

(3) 審議会の指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(4) 研究会の有無

---

① 有・無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし

# 地域生活定着促進事業

平成24年9月  
社会・援護局総務課(古都課長)

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標：地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策目標：地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること（施策目標Ⅶ-2-1）

その他、以下の事業と関連がある

特になし

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

都道府県

### （2）概要

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）の退所予定者及び退所者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）」が、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とした事業。

センターは、矯正施設、各都道府県の保護観察所、及び地域の関係機関と連携・協働し、以下の業務を行う。

- ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務
- イ 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務
- ウ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務
- エ 地域のネットワークの構築と連携促進業務

#### オ 情報発信業務

なお、本事業は平成 21 年度より「地域生活定着支援事業」として実施し、平成 24 年度より「地域生活定着促進事業」に名称変更している。

### (3) 目標

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の社会復帰及び地域生活への定着を促進し、再犯防止対策に資する。

### (4) 予算

会計区分：一般会計

平成 25 年度予算概算要求額：25,600 百万円の内数

セーフティネット支援対策等事業費補助金事業全体に係る予算の推移： (単位：百万円)

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
21,000 の内数	24,000 の内数	20,000 の内数	23,700 の内数

## 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成 20 年度）

### (1) 状況分析

矯正施設退所者は、親族等が引き受けない、就労が確保できない、あるいは、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず適切な支援が行われなかったために退所後の行き場所が定まらない者が多い。

### (2) 問題点

退所後の行き場所が定まらず、退所後も自立した生活を送ることができない場合、再犯を繰り返すことが多い。

### (3) 問題分析

特に福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者（高齢者・障害者等）は刑務所出所後、直ちに必要となる福祉サービスにつながっていない等の事情により、自立した生活を送ることができず、再犯を繰り返すことが多い。

### (4) 事業の必要性

福祉的な支援を必要とする刑務所出所者（高齢者・障害者等中心）について、矯正機関、更生保護機関及び福祉機関が連携して、刑務所入所中から、帰住地において受刑者が出所後必要となる福祉サービスにつなげるための準備を行うこと等により、刑務所出所者の社会復帰を支援し、再犯防止対策につなげる必要がある。

## 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

---

### （１）必要性の評価

---

本事業は、安心・安全の観点から再犯防止のため行う事業であり、行政の本来業務であるため、行政の関与は不可欠である。また、司法施策を所管する法務省と連携して行うものであり、国が全都道府県でネットワークを組んで行わなければならない性質のものである。

### （２）有効性の評価

---

本事業により矯正施設と地域の福祉のネットワークをつなげる拠点が整備されることで、全国的な福祉と司法のネットワークが形成され、従来、矯正施設退所後の自立が困難だった者の地域生活定着が促進され、再犯の少ない安心・安全な社会の実現に資する。

### （３）効率性の評価

---

従来、司法と福祉が連携できていなかった分野において、法務省と連携して、厚生労働省が事業を行うことで、全国的に効率的な司法と福祉の連携体制が整う。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

---

### （１）現状分析

---

平成 23 年 3 月に、本事業を実施するセンターが全国 47 都道府県（北海道は 2 ヶ所設置のためセンター数は計 48 ヶ所）に整備された。それによって、全国ネットワークが構築され、帰住地調整を実施する上で、全国での広域調整が可能となった。

### （２）問題点

---

各センターによって支援方法等にばらつきが見られ、地域差が生じている。

### （３）問題分析

---

本事業は平成 21 年度より開始し、平成 23 年 3 月によりセンターの全国整備が完了したところ、各センターでの開設時期の違い等により支援内容の成熟度に差が生じていることで地域差が生じていると考えられる。

### （４）事業の必要性

---

平成 24 年度から全国ネットワークが構築され全国での広域調整が可能となった。矯正施設退所者の地域生活定着をより促進するためには、今後各センターの支援内容を全国で標準化し、支援の質のさらなる向上を図るよう各センターへ働きかける必要がある。こうした取組を強化した上で、再犯防止対策に資するよう、引き続き本事業を実施する必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	センター設置ヶ所数	—	—	11ヶ所	39ヶ所	48ヶ所
(調査名・資料出所、備考等) 社会・援護局総務課調べ						

## 6. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

### (1) 有効性の評価

#### ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

矯正施設と地域の福祉のネットワークをつなげる拠点の整備

→全国的な司法と福祉のネットワークの形成

→矯正施設退所者の地域生活定着

→再犯の少ない安心・安全な社会の実現

#### ②有効性の評価

センターの帰住地調整支援により、矯正施設退所者が希望する地域に帰住し、地域へ定着できたことが確認された。

#### ③事後評価において特に留意が必要な事項

犯罪対策閣僚会議（平成24年7月20日）において決定した「再犯防止に向けた総合対策」に基づき、「出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後10年間で20%以上減少させる」という数値目標を達成するための一事業である。

### (2) 効率性の評価

#### ①効率性の評価

従来、高齢又は障害により福祉的支援が必要な矯正施設退所者を福祉へつなぐ専門機関はなく、矯正施設職員や保護観察所が退所に向けた調整を行う等の対応をしていたところ、福祉へつなぐノウハウがないため調整は円滑でなかった。センター設置後は、専門機関としてのセンターが中心となり、矯正施設や保護観察所、及び地域の関係機関と連携・協働し、帰住にあたっての協議調整が可能となったことで、効率的に矯正施設退所者が地域生活へ移行することが可能となっている。

また、全国にセンターが設置され、全国ネットワークが構築されたことにより、矯正施設退所後に遠方の市町村へ帰住する場合の調整も、センター間の連携により効率的に実施可能となっている。

#### ②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

### (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

### (4) 評価の総括（必要性の評価）

本事業により、センターが全国 47 都道府県（北海道は 2 ヶ所設置のためセンター数は計 48 ヶ所）に整備された。それによって、全国的な司法と福祉のネットワークが構築され、帰住地調整を実施する上で広域調整も可能となった。その結果、センターにより帰住地調整支援を受けた者が着実に増加しており、本事業は効果を上げていると評価できる。

また、平成 24 年度より、国庫補助額を増額することでセンター職員の人員体制強化を図っており、それによって地域生活移行後も定着のための継続的なフォローアップが可能となり、地域生活定着支援のより一層の促進を図っているところである。引き続き、矯正施設退所者の社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資する必要がある。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

これまでの評価結果を踏まえ、平成 25 年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

## 8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
1	本事業により地域生活へ定着（受入先に帰住）した者の数	—	—	37	261	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 社会・援護局総務課調べ。本事業が目的とする地域生活への定着を果たした者の数を把握することで、本事業の達成度を測ることができる。						
アウトプット指標		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
2	本事業（帰住地調整支援）の利用者数	—	—	79	653	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 社会・援護局総務課調べ。帰住地調整支援は本事業の目的である地域生活定着のために実施される支援であり、その実績を把握することで本事業の必要性等を測ることができる。						

## 9. 特記事項

---

### (1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

---

①  無

---

② 具体的記載

---

### (2) 各種計画等政府決定等の該当

---

①  有

---

② 具体的記載

---

- 「再犯防止に向けた総合対策」（平成 24 年 7 月 20 日犯罪対策閣僚会議決定）（抄）

「平成 21 年度から地域生活定着支援事業により、高齢や障害により自立した生活が困難な者に対する福祉的支援を実施しているところ、今後は更に、関係機関の連携の下、出所等後の生活環境の調整や生活基盤の確保等について取組を強化する必要がある。」

「高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、帰住先の確保を強力に推進する。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/index.html>

### (3) 審議会の指摘

---

①  無

---

② 具体的内容

---

### (4) 研究会の有無

---

①  無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

### (5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

①  無

---

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし

# 福祉人材確保緊急支援事業

平成24年9月

社会・援護局福祉基盤課(定塚由美子課長) [主担当]

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：ナショナル・ミニマムを保護し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標：福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

施策目標：社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、質の高い福祉サービスを提供すること（施策目標Ⅶ-4-1）

その他、以下の事業と関連がある。

特になし

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

都道府県

### （2）概要

福祉・介護業務について、関心や理解を促進し、従事者をきちんと受け止めその定着が図られるよう支援し、働きがいのある魅力ある職業となるようにすることを目的として、就職して間もない従事者等に対する個別相談や、実習施設に対する講習会等を行う事業に対して、財政支援を行う。

### （3）目標

福祉・介護分野で働く介護従事者を安定的に確保していくために、施設・事業所及び養成校に対する支援策を緊急的に講じる。

### （4）予算

会計区分：一般会計

平成25年度予算概算要求額：0百万円

福祉人材確保緊急支援事業全体に係る予算の推移：

(単位：百万円)

21年度	22年度	23年度	24年度
セーフティネット事業費補助金の内数	同左	同左	—

※ 本事業と同様に福祉・介護人材確保を目的とする障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の内容を見直し、本事業と基金事業との統合を図ったため、本事業は23年度限りで廃止されている。

### 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

#### （1）状況分析

少子高齢化の進展により、65歳以上の人口は増加し、介護保険サービスに従事する介護職員は、平成16年は約100万人であったが、平成26年には約140～160万人必要とされている。

#### （2）問題点

しかしながら、他産業と比較し離職率が高く、恒常的に求人募集が行われているなど、福祉人材確保が大変困難な状況である。

#### （3）問題分析

離職率が高い背景には、他産業（離職率平均（平成22年度）：14.5%）と比較し賃金が低い傾向にあること、その賃金の割に重労働を強いられているケースがあることが考えられる。

#### （4）事業の必要性

（1）～（3）を踏まえると、今後ますます増加する介護ニーズに対応するために、福祉・介護分野で働く介護従事者を安定的に確保していくことは重要であり、福祉・介護人材確保を継続的に推進する必要がある。

### 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

#### （1）必要性の評価

福祉・介護の仕事が魅力ある職場として社会的に認知され、若い人をはじめ多くの国民から働きがいのある職業として選択されるよう、また、質の高い人材の養成・定着による質の高いサービスの提供が確保されるよう、国も含めた行政機関が総合的に取り組んで行く必要がある。

#### （2）有効性の評価

都道府県は、優良事例集を参考にしつつ、より地域の実情に応じた事業を開拓し、新たな人材確保を推進する。

#### （3）効率性の評価

都道府県は、国からの優良事例集を参考にすることにより、より地域の実情に応じた事業の効果的・効率的な実施が可能となる。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

### (1) 現状分析

介護職員は、介護保険制度創設以後、大幅に増加しており、平成21年度においては、134.3万人となっている。

### (2) 問題点

今後ますます増加する介護ニーズに対応するためには、2025年において237～249万人の介護職員が必要と推計されているため、引き続き人材確保が必要となってくる。

### (3) 問題分析

そもそも少子高齢化に伴い、労働力人口が減少し、介護を必要とする高齢者が増加するという人口構造が問題であるが、他産業と比較して常勤労働者の離職率が高いことも人材確保を進める上で問題となっていると考えられる。

### (4) 事業の必要性

(1)～(3)を踏まえ、今後ますます増加する介護ニーズに対応する人材確保が必要であることから、引き続き、都道府県に対する補助を実施する必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	介護職員の離職率	21.6%	18.7%	17.0%	17.8%	16.1%
(調査名・資料出所、備考等) (財)介護労働安定センター「平成22年度介護労働実態調査」(一部「平成23年度介護労働実態調査」)						

## 6. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性等)

### (1) 有効性の評価

#### ①政策効果が発現する仕組み(投入→活動→結果→成果)

都道府県が地域の実情に応じて本事業の計画を策定

- 都道府県や、施設、事業所、養成校において福祉従事者に対する相談、実習施設に対する講習会等実施
- 福祉・介護人材の確保、定着
- 質の高い福祉サービスの提供

#### ②有効性の評価

福祉・介護人材確保については、少子高齢化に伴い労働力人口が減少するという人口構造上の問題や、昨今の雇用情勢の悪化の問題等がある中で、介護職員数については着実に伸びていることから、本事業の実施が一定の寄与をしたものと考えられる。

### ③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

## (2) 効率性の評価

### ①効率性の評価

福祉・介護人材の確保を目的とする事業が、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業においても実施されていた。

### ②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

## (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

## (4) 評価の総括（必要性の評価）

介護職員数は着実に伸びていることから、本事業について一定の評価はできるものの、今後ますます増加する介護ニーズに対応するためには、更なる人材確保対策の推進が必要であったことから、平成24年度に本事業を廃止するとともに、同様に福祉・介護人材の確保を目的とする障害者自立支援対策特例交付金に基づく基金事業について内容の見直しを図り、本事業と基金事業の統合を図った。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

前述のとおり、本事業については一定の効果が認められたが、平成24年度からは、同様の事業でその事業内容を代替し、本事業を廃止したところである。このため、本事業については、平成25年度予算概算要求での要求は予定していない。

## 8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	福祉・介護分野の有効求人倍率	—	—	0.97	1.03	1.48
達成率		—	—	—	—	—

2	介護職員数	124.2万 人	128.0万 人	134.3万 人	集計中	—
達成率		—	—	—	—	—
<b>【調査名・資料出所、備考等】</b> 1：福祉人材センター・バンク職業紹介実績報告有効求人倍率の上昇・下降を把握することにより、福祉・介護人材の必要性等の指標となる。 2：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査 介護職員数を把握することにより、マクロ的なマンパワー量の指標となる。						
アウトプット指標						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
3	当該事業の実施都道府県数	—	—	13	11	11
達成率		—	—	—	—	—
<b>【調査名・資料出所、備考等】</b> 社会・援護局福祉基盤課調べ 実施主体が都道府県であるため、事業の実施状況を把握することで本事業の必要性等の指標となる。						

## 9. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし

# 訪問看護支援事業

平成24年9月  
老健局老人保健課(宇都宮課長) [主担当]

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標：高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

施策目標：介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること（施策目標Ⅹ-3-2）

その他、以下の事業と関連がある。

特になし

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

都道府県・政令指定都市

### （2）概要

訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備し、在宅療養の充実を図るため、平成24年度までを集中的な取組期間として、訪問看護ステーションの報酬請求業務、電話相談業務、医療材料等供給業務を受託する広域対応訪問看護ネットワークセンター（以下「センター」という。）を設置し、全国的に効率的な事業（サービス）実施が図られるよう必要な支援を行う。

補助先：都道府県・政令指定都市

補助率：10/10（定額）

### （3）目標

4年間で47都道府県にセンターを設置することにより訪問看護事業の効率化を図り、在宅療養

を推進する。

#### (4) 予算

会計区分：一般会計

平成25年度予算概算要求額：209百万円

訪問看護支援事業全体に係る予算の推移：

(単位：百万円)

21年度	22年度	23年度	24年度
322	250	208	219

(注) 予算額の増減については、設置箇所数の増減等のため。

### 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

#### (1) 状況分析

高齢化の進展に伴い、要支援・要介護者数が増加し、在宅療養を望む国民のニーズは高くなって一方、我が国は、諸外国と比較して、在宅における看取りは少なく、益々の在宅療養の推進が必要となっている。

#### (2) 問題点

在宅療養の一端を担う訪問看護ステーションは、1事業所当たりの職員数が少なく、経営規模も小さく、利用者からの24時間対応の電話相談や煩雑な事務作業などの訪問滞在以外に係る業務負担も大きい。

#### (3) 問題分析

訪問看護ステーションの業務を効率化することにより、訪問看護を必要とする方々に対して訪問看護サービスを安定的に供給できる体制整備を行い、在宅療養を推進していく必要がある。

#### (4) 事業の必要性

(1)～(3)を踏まえると、本事業によりセンターを設置し、訪問看護ステーション業務の効率化を図ることは、訪問看護を必要とする者に対して訪問看護サービスを安定的に供給できる体制が整備されることになるため、在宅療養を充実させる上で、大変重要である。

### 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

#### (1) 必要性の評価

訪問看護サービスの安定的な供給のための体制整備を全国的に行う必要がある。

#### (2) 有効性の評価

本事業を通じてセンターを設置することにより、訪問看護事業所の業務が効率化され、より多くの訪問看護サービス提供が可能となり、その結果、在宅療養が推進される。

### (3) 効率性の評価

本事業の実施を通じて、全都道府県にセンターを設置する。これにより、現在、個々の訪問看護ステーションが作業を行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務が委託可能となるほか、訪問看護ステーションへの医療材料等の提供が可能となることから、業務の効率化が図られ、より多くの訪問看護サービスの提供が可能となる。こうした訪問看護サービスの拡大により、在宅療養が推進され、本事業の実施によって、政策効果が効率的に発現する。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

### (1) 現状分析

訪問看護の安定供給については、本事業が30の都道府県で実施されたことなどにより、着実に体制整備が進んでおり、訪問看護件数も増加している。

### (2) 問題点

高齢化の進展により要介護認定者数は増え続けており、訪問看護のニーズが一層高まっているが、業務負担の大きい訪問看護ステーションは依然として多く、引き続き業務効率化のための支援が必要となっている。

### (3) 問題分析

センターを未設置の都道府県から、担当地区が広域のため、実際の活動において十分な機能を果たせないという課題が指摘されている。こうした地域の訪問看護ステーションへの支援が必要である。

### (4) 事業の必要性

(1)～(3)を踏まえ、引き続き訪問看護支援事業に対する補助を実施する必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	要介護(要支援)認定者数(単位:千人)	4,529	4,673	4,846	5,062	集計中
2	訪問看護(介護予防訪問看護)回数(単位:千回)	16,262.7	16,723.3	17,460.1	18,616.7	集計中
(調査名・資料出所、備考等)						
・指標1は「介護保険事業状況報告(年報)」老健局介護保険計画課調べ。						
・指標2は「介護給付費実態調査」大臣官房統計情報部調べ。						

## 6. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性等)

## (1) 有効性の評価

---

### ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

---

センターの設置に対する補助

- 個々の訪問看護ステーションで行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務、訪問看護ステーションへの医療材料等の供給業務のセンターでの一括実施
- 個々の訪問看護ステーションでの業務の効率化、より多くの訪問看護サービスの提供
- 在宅療養の推進

### ②有効性の評価

---

センター設置前は、個々の訪問看護ステーションにおいて事務作業等の業務に時間を要していたため、新規利用者を増やせなかったが、センターを設置した全ての都道府県で域内事業所の業務が効率化されたことから、本事業が訪問看護サービスの供給増加に一定程度寄与したと考えられる。

### ③事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

## (2) 効率性の評価

---

### ①効率性の評価

---

本事業により設置するセンターで、個々の訪問看護ステーションで行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務、医療材料等の供給業務を一括して行うことができ、これらの業務の効率化が図られている。

### ②事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

## (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

---

特になし

## (4) 評価の総括（必要性の評価）

---

本事業の実施により、個々の訪問看護ステーションで行っている業務の効率化が図られ、本来業務である訪問看護に時間をかけられるようになることで、より訪問看護サービスの提供量が増加し、在宅療養の推進が図られていると評価できる。一方で、センター設置都道府県の拡大や担当地区が広域のため、実際の活動において十分な機能を果たせないという課題がある。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

---

平成 25 年度の予算要求においては、評価結果や事業実施都道府県の意見等を踏まえ、実施主体に中核市を加えた上で、所要の予算を要求する。

## 8. 評価指標等

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	本事業実施都道府県のうち、事務作業等の効率化が図られた都道府県	—	—	—	11/11	4/4
達成率		—	—	—	100%	100%
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標 1 は、全国訪問看護事業協会調べ。						
* 1 都道府県につき 2 年間の補助事業のため、補助最終年度の 2 年目の実績について記載。						
参考統計						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	訪問看護（介護予防訪問看護）回数（単位：千回）	16,262.7	16,723.3	17,460.1	18,616.7	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
・参考統計 1 は、「介護給付費実態調査」大臣官房統計情報部調べ。						

## 9. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

---

(4) 研究会の有無

---

① 有・無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし

# 認知症対策等総合支援事業

平成24年9月

老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室(勝又浜子室長) [主担当]

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標：高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

施策目標：介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること（施策目標区－3－2）

その他、以下の事業と関連がある。

—

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

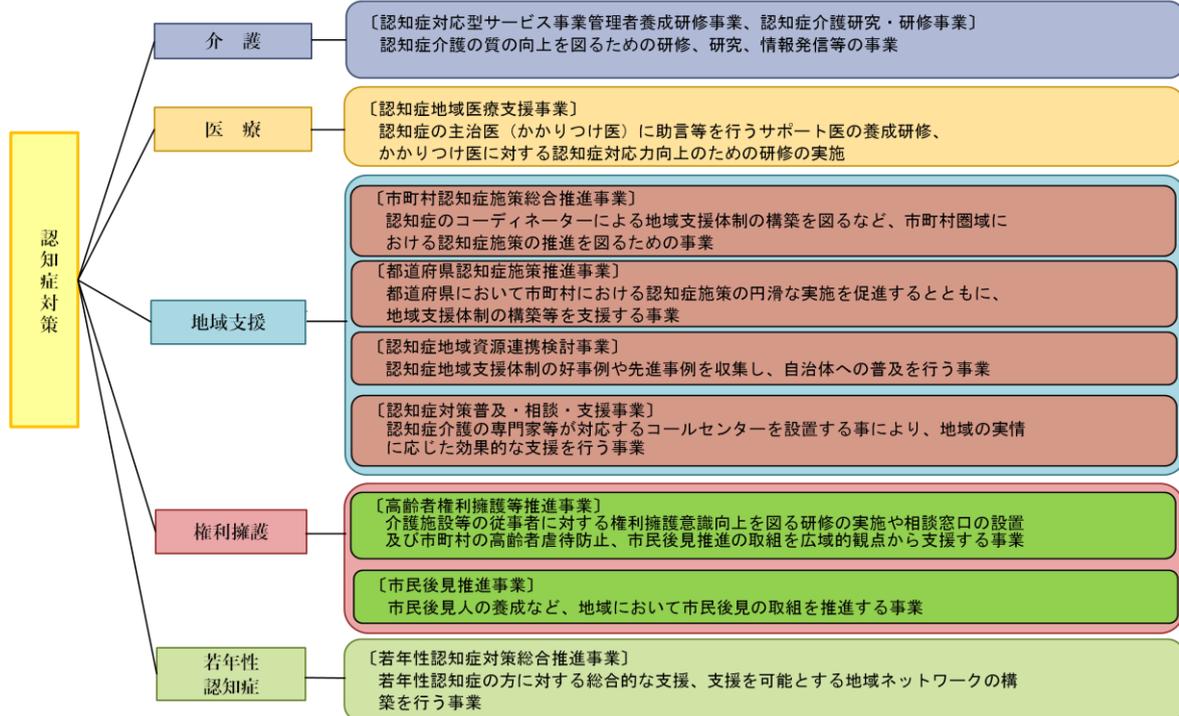
都道府県、政令指定都市、市町村（以下、「都道府県等」という）

### （2）概要

認知症対策等総合支援事業は、現在5つの分野による認知症対策から構成され、10事業が実施されている。

## 平成24年度 認知症対策等総合支援事業の概要について

<分野>



### （3）目標

我が国の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は今後さらに増加することが見込まれており、認知症高齢者に対する支援の充実は、重要な課題である。

本事業は、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して、地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことを目標としている。

### （4）予算

会計区分：一般会計

平成25年度予算概算要求額：6,250百万円（うち要望枠3,692百万円）

認知症対策等総合支援事業全体に係る予算の推移： （単位：百万円）

21年度	22年度	23年度	24年度
3,029	2,690	2,000	2,199

## 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

### （1）状況分析

認知症高齢者数は、平成14年9月の推計値によれば、平成17年度において約170万人、平成27年（2015年）には約250万人まで増加すると推計されていること、要介護認定者のう

ち2人に1人は認知症の高齢者であること等から、認知症高齢者に対するケアの充実、今後の高齢者施策における重要な課題である。

## (2) 問題点

---

上記の様に急増する認知症高齢者を支えるためには、認知症ケアに関わる人材の育成、医療・介護の連携強化、認知症高齢者や家族に対する地域の支援体制の整備等が必要である。

## (3) 問題分析

---

認知症の対策としては、従来からの介護従事者への研修・人材育成を中心とした事業に加え、現在では地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築に重点を置き、取組を進めているところである。

また、現在の取組をより効果的なものにするために、早期の段階からの適切な診断と対応や、診断を受けた認知症高齢者がスムーズに介護サービスの利用を開始できるように、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の更なる強化が必要である。

## (4) 事業の必要性

---

認知症に対する支援については、認知症当事者やその家族に対する支援に係る事業及び地域づくりを中心とした事業の展開が必要である。

認知症当事者やその家族に対する支援については、認知症予防、早期診断・早期対応を行うための医療体制の充実、認知症介護従事者の質の向上など、認知症の各ステージに即した事業展開が重要である。

また、地域づくりに係る事業については、認知症に対する正しい知識の普及や理解の促進の取組をはじめ、地域資源の有機的な連携ネットワークの構築により、徘徊等の問題に対して円滑に対応できるような地域づくりを行うことが重要である。

新たに、地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する者を「認知症連携担当者」として配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化するとともに、若年性認知症専用のコールセンターを設置する等により、若年性認知症者が適切な支援を受けられる体制の構築を図る。

これらの各事業を推進していくことにより、認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりが図られる。

## 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

---

### (1) 必要性の評価

---

地域社会において、認知症の方の自立生活を支え、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、家族をはじめ、地域住民の理解が不可欠であり、地域全体の意識改革や体制整備を進めていくためには、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進していくことが必要である。

また、認知症対策を総合的に推進するためには、より地域社会に密着している地方自治体が、地域の実情に応じた支援体制を構築し、効果的な支援を行うことが必要であり、国は、各地方自治体が認知症対策を展開していく上で、必要な社会的資源の活用方法や先進事例の提示、指導者的役割を果たす者の研修等、側面的な支援・助言を行う必要がある。

## (2) 有効性の評価

---

介護従事者や医療従事者への研修事業を行い、また、地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築を行うことで、介護サービス事業の質の向上、認知症の早期診断や身近な主治医による認知症対応の充実が図られる。

また、新たに地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する「認知症連携担当者」を配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制が強化され、適切な認知症介護及び医療の提供が図られるとともに、若年性認知症専用コールセンターの設置により、若年性認知症患者一人ひとりが適切な支援を受けられる体制づくりが図られるものである。

## (3) 効率性の評価

---

本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、効率的で適正な手段かつ費用面においても効率的である。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

---

### (1) 現状分析

---

認知症対策は、本事業の実施などにより着実に進んでおり、認知症高齢者の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、介護・医療・地域支援・権利擁護・若年性認知症の分野による各種事業を、都道府県等が地域の実情に合わせて展開している。

### (2) 問題点

---

認知症対策は着実に進んでいるものの、平成24年8月24日に公表した「「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数について」では、平成27年には345万人、平成37年には470万人と推計されており、認知症高齢者は今後一層の増加が見込まれ、引き続き、増加する認知症の人々を支える体制の整備が急務である。

### (3) 問題分析

---

増加する認知症高齢者の地域生活を支える為には、認知症ケアに関わる人材の育成、医療・介護の連携強化、認知症高齢者やその家族に対する地域の支援体制の整備等の一層の推進が必要であると考えられる。

#### (4) 事業の必要性

---

(1)～(3)を踏まえ、引き続き都道府県等へ認知症対策の一層の推進に対する支援を行うことが必要である。

### 6. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

---

#### (1) 有効性の評価

---

##### ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

---

認知症対策を行う都道府県等へ補助金の交付

- 都道府県等において、医師や関係者の研修、認知症地域支援推進員による地域支援体制の構築等を実施
- 認知症高齢者のケアに関わる人材の育成、医療・介護の連携強化、認知症高齢者やその家族に対する地域の支援体制の整備等が充実
- 認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会が実現される

##### ②有効性の評価

---

市町村において介護と医療の連携強化や、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業の推進役である認知症地域支援推進員が増え、若年性認知症専用コールセンターへの相談件数が増加しているなど、本事業の実施により、地域の実情に合わせた認知症施策が進展しているものと評価できる。

##### ③事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

#### (2) 効率性の評価

---

##### ①効率性の評価

---

本事業は、平成20年に取りまとめられた「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告を踏まえ推進してきたが、平成22年度厚生労働省内事業仕分けで、取組状況が低調な事業があることを指摘され、その指摘を参考として事業の効率化を図った。具体的には、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を中心として、市町村の実情に応じた事業展開を可能とする「市町村認知症施策総合推進事業」を新設したり、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要が増大することが見込まれることから、弁護士等の専門職後見人以外の市民を含めた後見人の育成や支援体制の整備を行う「市民後見推進事業」を新設したりするなど、事業体系の見直しも含めた抜本的な見直しを実施した。

## ②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

### (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

### (4) 評価の総括（必要性の評価）

本事業を実施し、地域の実情に応じて認知症高齢者やその家族等に対する支援を効果的に行うことにより、医療・介護・生活支援サービス等が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けて着実に状況は進展しているものの、今後、高齢化の進展により認知症高齢者が増加することから、引き続き本事業を実施していく必要がある。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

評価結果を踏まえ、引き続き平成 25 年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

また、厚生労働省のプロジェクトチームで取りまとめた「今後の認知症施策の方向性について」（平成 24 年 6 月 18 日公表）の基本目標を達成するため、平成 25 年度概算要求とあわせて「認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」を策定し、市町村で、地域の実情に応じた、新たな視点に立った事業（※）を展開することとしており、そのための経費を同概算要求において要求する。

- (※) ①地域の実情に応じ、その地域ごとの認知症ケアパスの作成・普及を進めていくための事業
- ②認知症の人やその家族に関わり、アセスメントや家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う事業
- ③介護と医療の連携の強化や地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業の推進役を担う「認知症地域支援推進員」の設置を図る事業
- ④市民後見人の育成と活動支援を図る事業 など

## 8. 評価指標等

アウトプット指標		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
1	「認知症連携担当者」が配置された地域包括支援センターの数	—	—	43	59	—
達成率		—	—	—	137.2%	—
2	「認知症地域支援推進員」が配置された市町村の数	—	—	—	—	125
達成率		—	—	—	—	—

3	若年性認知症専用コールセンターにおける相談受付件数	—	—	831	1,132	1,589
達成率		—	—	—	136.2%	140.4%
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>指標1～3は、老健局高齢者支援課認知症虐待防止対策推進室調べ</p> <p>指標1・2は、「認知症連携担当者」又は「認知症地域支援推進員」の設置数をもって、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築状況を把握するための指標として設定。</p> <p>指標3は、若年性認知症の相談体制の普及状況を把握するための指標として設定。</p> <p>※指標1は、平成22年度の抜本的な見直しにより、指標2を創設した。</p> <p>※指標3の平成21年度の数値は、平成21年10月（相談開始）～平成22年3月のもの。</p>						

## 9. 特記事項

### (1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

①  有・無

② 具体的記載

- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の附帯決議（参議院厚生労働委員会 平成23年6月14日）（抄）
- 「七 認知症対策を推進するため、地域における医療、介護等の緊密な連携を図るとともに、市民後見人の活用を含めた成年後見制度の周知・普及を図り、権利擁護の体制整備を促進すること。」

### (2) 各種計画等政府決定等の該当

①  有・無

② 具体的記載

- 社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）（抄）
- 「2.医療・介護等①
- (2) 地域包括ケアシステムの構築
- iv 認知症対応の推進
- ・ 認知症に対応するケアモデルの構築や地域密着型サービスの強化を図る。
  - ・ 市民後見人の育成など権利擁護の推進を図る。
- [www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/dl/zeiittaikaikaku\\_taikou.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/dl/zeiittaikaikaku_taikou.pdf)

### (3) 審議会の指摘

① 有・ 無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

---

① 有・無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし

# 昆虫媒介疾患対策事業

平成24年9月  
大臣官房国際課（藤井康弘課長）

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標：国際社会への参画・貢献を行うこと

施策目標：国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会へ貢献すること（施策目標X-1-1）

その他、以下の事業と関連がある。

—

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

国際機関（世界保健機関（WHO））

### （2）概要

本事業は、アフリカ等における昆虫を介した感染症の蔓延をくい止めるため、媒介昆虫対策を統合的に行う統合媒介昆虫管理（IVM）の手法を用いてWHOが行う、昆虫媒介疾患対策を推進するためのガイドラインの策定及びアフリカにおける昆虫媒介疾患の蔓延地域の担当官を対象にした研修指導に対して、医師等の専門家を派遣し、人的支援を行うもの。

### （3）目標

アフリカ等での昆虫媒介疾患の抑制を目標とする。

### （4）予算

会計区分：一般会計

平成25年度予算概算要求額：71百万円

昆虫媒介疾患対策事業全体に係る予算の推移：

(単位：百万円)

21年度	22年度	23年度	24年度
90	59	57	57

### 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

#### (1) 状況分析

顧みられない熱帯病（Neglected Tropical Disease:NTD）の感染者は約10億人であり、それがアフリカ等にもたらす健康や社会生活への負荷は莫大でかつ根深い。NTDに感染することにより患者は、①疾病による症状の持続、間接変形等の症状、容貌の変化による差別などが原因で就業機会を喪失するなどのため収入が減少する、②治療に要する費用捻出のために、田畑を手放す等収入源を失うなど、貧困と密接に結びついている。そのため、NTDと貧困の悪循環を断ち切る努力が求められている。

#### (2) 問題点

NTDは「顧みられない熱帯病」と和訳されるように、死亡率が低いことや、途上国特有の疾患であることから、これまで十分な援助が行われてこなかった。しかしながら、現在世界全体での罹患患者数は10億人を越えており、また貧困との深い関係性からも援助が求められている。

#### (3) 問題分析

NTDの中には、蚊やハエなどの媒介昆虫を介して感染する疾患がある。このような疾患の対策として、環境整備を通じた媒介昆虫の繁殖防止、殺虫剤散布による殺虫、長時間持続型殺虫剤浸透蚊帳使用等による接触回避及びコミュニティにおける普及活動等を統合的に行っていくことが重要となる。

しかし、これまで、疾患別対策により支援の重複が生じたり、住民の意識啓発を行わない単なる物資の配布による不適切な対策への偏り等の問題が生じていた。

#### (4) 事業の必要性

上記問題分析に基づき、WHOにおいて昆虫媒介疾患の感染を効果的に予防する統合媒介昆虫管理（Integrated Vector Management:IVM）が提案され、新しく開発された技術の効果的な活用、住民の意識啓発の強化、支援の重複の回避等による、確実な昆虫媒介疾患の予防効果が期待される。

なお、平成20年に日本で実施された第4回アフリカ開発会議（TICADIV）でもNTDは優先課題として取り上げられ、「横浜行動計画」の別表の中では、「厚生労働省がWHOの拠出金を通して、アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTD）の制御と撲滅の強化を行うこと」が記載されている。また、G8北海道洞爺湖サミットの議長総括においても、「顧みられない熱帯病（NTD）の制御又は制圧の支援に合意」とされている。

## 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

---

### （1）必要性の評価

---

WHOは、保健を専門とする国際機関であり、これまでエイズ、結核、マラリアの三大疾患対策を指導するのみならず、NTDを含むその他の熱帯病に関しても積極的に取り組んでいる。媒介生物管理は、国際社会においてWHOが主導的役割を果たしている点、ガイドライン策定は基準規範設定をその中心業務とするWHOが担うべきである点、対象地域が広範囲に渡る点などから、国際機関であるWHOを通じた援助が必要である。

行政関与の必要性については、本事業は、長期的、世界的視野に立った技術協力（ODA）であり、国際機関を通じた協力を行う必要があることから、国が行う必要がある。

また、平成20年に日本で実施された第4回アフリカ開発会議（TICADIV）でNTDは優先課題として取り上げられ、「横浜行動計画」別表の中では、「厚生労働省がWHOの拠出金を通じて、アフリカにおけるNTDの制御と撲滅の強化を行うこと」が記載されている。また、G8北海道洞爺湖サミットの議長総括においても、「NTDの統制又は制圧の支援に合意」がなされている。このような国際合意が成されている点からも、国として事業を行う必要がある。

### （2）有効性の評価

---

我が国はこれまで、沖縄感染症イニシアチブ、寄生虫対策としての橋本イニシアチブを始め、NTD分野には重点的に取り組んできており、多くの経験が蓄積されている。我が国から医師等の専門家を国際機関に派遣し、専門家会議の実施、ガイドラインの作成、アフリカにおける研修の実施などを行うことにより、昆虫媒介疾患対策が推進されることが期待される。

また前述の通り、TICADやG8など主要国際会議においてNTDは重要分野と位置付けられていることから、我が国がそのような分野への支援を行うことで、我が国に対する世界的な評価につながる。

### （3）効率性の評価

---

豊富な知識と経験を有する国際機関が事業を実施することで、効率的かつ的確に事業を実施することができる。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

---

### （1）現状分析

---

拠出金による、WHOのガイドラインの策定や、アフリカ各国における研修等の事業実施の結果、2011年には、NTDが蔓延しているとされる国のうち62%で、自国におけるガイドラインの策定が行われ、WHO地域事務局6つのうち4つで、IVMに関する決議を採択し地域戦略の策定を進めている状況となっており、着実に昆虫媒介疾患対策が進んでいる。

### （2）問題点

---

NTD 対策として、一部の国や地域では未だに個別疾病対策が行われており、IVM の導入が進んでいない地域がある。

### (3) 問題分析

---

IVM の導入が進んでいない背景には、策定されたガイドラインが疾病蔓延国や援助機関に十分に認知されていないことや、自国の IVM 戦略策定のために必要な人材や財源等が不足していることが考えられる。

### (4) 事業の必要性

---

上記の問題点を解決するためには、疾病蔓延国等における研修等の実施が引き続き必要である。

## 6. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

---

### (1) 有効性の評価

---

#### ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

---

WHO が決定した事業計画に沿って、日本から医師等の専門家の派遣

→WHO において、専門家会議の実施、ガイドラインの作成、アフリカにおける研修の実施

→アフリカ等において、ガイドラインの作成等の昆虫媒介疾患対策の推進

→アフリカ等における昆虫媒介疾患の減少、国際社会への参画・貢献

#### ②有効性の評価

---

IVM に関するガイドラインを有する国や WHO 地域事務局が増え、その結果共通の媒介生物を有する NTD において、新規発症例の低下や適切な治療を受けている人の増加が見られており、本事業の実施により NTD 対策が着実に進展しているといえる。

#### ③事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

### (2) 効率性の評価

---

#### ①効率性の評価

---

本事業の実施主体である WHO は、保健専門の国際機関であり昆虫媒介疾患対策を含む幅広い知識を有すること、途上国を中心に約 150 の国に地域事務所を有し機動的な実施体制を有していること等から、グローバルな協力体制が必要とされる昆虫媒介疾患対策を、効率的に行うことができる。

また、WHO では、NTD 対策として、化学療法の実施や、衛生環境の整備等も行っており、これらと組み合わせた総合的な取組によって、昆虫媒介管理の効果が一層発揮されている。

#### ②事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし

### (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

### (4) 評価の総括（必要性の評価）

本事業を実施することにより、途上国における IVM 施策の普及や、NTD 新規発症例の低下など、NTD 対策には着実な進捗が見られている。しかしながら、グローバル化による、人口増加と人の移動、都市化に伴う劣悪な衛生環境の貧困層やスラム街の増加、家畜や媒介生物の動き、気候変動による地理的因果関係などの影響により、依然 NTD は途上国に暮らす人々の脅威であり、引き続き援助が必要である。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

平成 24 年に開催されたりオ+20 首脳級会合は、持続可能性のある社会を世界全体で目指すことを中心議題としており、環境と健康の複合課題は重要なテーマとなっている。

よって、このことや評価結果を踏まえ、平成 25 年度は、既存の事業に加え、NTD に係る地域ワークショップを開催し、WHO 加盟国の NTD に対する対応能力を高めることにより、NTD 対策をより強力に推進していくこととし、平成 25 年度予算概算要求において所要の予算を計上する。

## 8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
1	アフリカトリパノソーマの新規発症例	10,166	10,388	9,688	6,984	-
達成率		-	-	-	-	-
2	メジナ虫の新規発症例	9,585	4,619	3,190	1,797	-
達成率		-	-	-	-	-
3	アフリカトリパノソーマの適切な治療を受けている人		14%		88%	
達成率						
4	住血吸虫症の適切な治療を受けている人		1,170 万人		3,350 万人	
達成率			6%		17%	
【調査名・資料出所、備考等】						
1, 2 WHO Observatory アフリカトリパノソーマ、メジナ虫はそれぞれハエ及びミジンコを媒介生物とする疾病で、その対策には IVM が有効とされる疾患群であるため。						

3, 4 WHO 第 65 回世界保健総会事務局文書及び進捗報告。上記 2 疾患は、IVM が有効な手段とされる NTD 群であるため。(指標 4 の目標値は 2 億人)

## 9. 特記事項

### (1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

### (2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

- TICADIV（第 4 回アフリカ開発会議）の横浜行動計画 別表  
「厚生労働省が WHO の拠出金を通して、アフリカにおける顧みられない熱帯病(NTD)の制御と撲滅の強化を行うこと」
- G8 北海道洞爺湖サミット 議長総括  
「NTD の統制又は制圧の支援に合意」

### (3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

### (4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

### (5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし